

令和 2 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 2 年 1 2 月 1 5 日
- ・ 開 会 令和 2 年 1 2 月 1 5 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 1 2 月 1 6 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博
2 番	三	條	幸 夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史 隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕 之	10 番	深	川		昇
5 番	原	本	哲 己	11 番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好 雄	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会	教育長
代表	監査委員	農業委員会	会長

副町	長	福祉課	長
総合支所	長	福祉課	参事
会計管理者		産業課	長
総務課	長	産業課	参事
総務課	参事	建設課	長
総務課	参事	建設課	参事
移住・定住推進室	長	住民福祉課	長
住民課	長	総務課	主査

生涯学習課	長	高校・認定こども園推進室	長
生涯学習課	参事	高校・認定こども園推進室	参事

監査委員事務局	長	農業委員会事務局	長
選挙管理委員会	事務局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和2年12月15日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会教育長	渡邊 國夫
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	石田 正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	福祉課長	鈴木 章夫
総合支所長	田中 信裕	福祉課参事	阿部 雅浩
会計管理者	平田 義和	産業課長	作田 勝弥
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村 直樹
総務課参事	松川 一正	建設課長	高島 清和
総務課参事	塚原 章裕	建設課参事	山本 純生
移住・定住支援室長	秋葉 暢康	住民福祉課長	阿部 征弘
住民課長	星加 政志	総務課主査	安念 真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木 徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山 修
生涯学習課参事	菅野 洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西 敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 篁 充清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 井上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 篁 充清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局 長 藤田 勉 事務局主幹 田中 学

以上のとおり報告する。

令和2年12月15日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《令和2年11月27日～令和2年12月15日》

11月27日 第15回総務厚生・第14回産業建設文教合同常任委員会

第15回総務厚生常任委員会

第14回産業建設文教常任委員会

12月 9日 第11回議会運営委員会

10日 まちづくり推進塾講義

15日 令和2年第4回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、会議宣言

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和2年第4回大空町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、
11番、松田信行議員及び1番、後藤忍議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、12月9日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が5人、町長から提出されております案件が11件であります。このほか、議会提出案件も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日12月15日に開会し、12月16日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断しました。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から12月16日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から12月16日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いただきます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和2年第4回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

9月13日、大空地区河川防災ステーション着工報告会に出席をいたしました。北海道開発局網走開発建設部、地元の武部代議士、高橋道議など僅かな関係者により実施をされたところであります。現在、地盤造成工が実施されているところでございます。

9月14日から16日には、大阪府、愛知県に出向きまして、航空会社を訪問してございます。7月にも各航空会社を訪問し、状況の把握に努めたところでありますが、今回はピーチアビエーション、フジドリームエアラインズに対し成田線の就航、また、流氷シーズンの国内チャーター便の就航を要請したところでございます。成田便については、2月の10日から就航される予定となっておりますし、流氷シーズンに複数便、全国各地からのチャーター便が予定されております。ただ、現在、コロナの感染が拡大している中であって、この時期に至るまでに一定の収束が図られればありがたいと思っていますところでございます。

9月16日、大空町民自治推進委員会を開催いたしました。今年度、条例の見直しについて諮問をいたし、実効性向上のためご協議をいただくことといたしました。

9月23日は、大空町都市計画審議会を開催いたしました。新たに住民代表委員2名をお願いし、都市計画マスタープランの見直しについて協議をお願いしたところでございます。

9月25日は、女満別幼稚園開園50周年記念式並びに閉園式に出席をい

たしました。認定こども園の開設に伴い、女満別幼稚園の閉園式、併せて50周年を振り返る式として実施されたものでございます。

9月25日同日、全国道の駅連絡会理事会にリモート開催で出席をいたしました。決算、予算のほか、定款の変更を行い、役員を選出したところでございます。私は北海道ブロックの会長として全国連絡会の理事を務めることとなりました。

9月29日、北海道町村会理事会及び臨時総会が清里町で開催をされました。例年、移動理事会として全道各地で開催されているものでございます。今年度は、オホーツク管内清里町での開催ということで、令和元年度の決算の認定のほか、総会では欠員となっていました副会長3名を選出したところでございます。

10月1日は、大空町認定こども園めまんべつ開園式に臨みました。新園舎の完成に伴い、社会福祉協議会のご理解のもと、認定こども園めまんべつがスタートをいたしました。子どもたちの笑顔と元気な歌声が印象的でした。

10月7日は、オホーツク町村会行財政特別委員会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。令和3年度大学卒業の職員採用試験の一次合格者を選考する会議でございます。21名を1次合格者といたしました。そのうち、本町では内定者1名を試験のうえ、出させていただいております。

10月8日は、北海道教育委員会に対し要請活動のため、札幌に出向きました。大空高校開校後の職員の増員配置について要請を行ったところでございます。

10月14日は、網走川、藻琴川流域に係る農地保全対策連絡会議が網走市で開催をされ、出席しております。この会議の座長を仰せついております。2月の設立会議の際、網走川、藻琴川また下流域の湖を含め、浅化の状況について現地調査をすることとなっております。この日、両河川の下流域及び湖部分について関係者とともに調査をしたところでございます。

10月20日、国道334号道路整備促進地域連携会議意見交換会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。現在、連携会議の会長を仰せついております。網走開発建設部に対し、整備促進に向けて1市5町の首長とともに、地域の実情を説明したところであります。整備ばかりではなく、地域の活性化についても意見が及んだところでございます。

10月21日は、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会緊急要望のため上京をいたしました。網走市長とともに国土交通大臣政務官、国土交通省道路局長、審議官のほか、財務省主計局長に対しても財源の確保などについて要請をしたところでございます。

10月26日、国道334号道路整備促進地域連携会議意見交換会、このときは、札幌市で行いました。北海道開発局に対しまして要請を行ったわけでございます。この道路の整備箇所については、特に大空町区域が多く、実情について説明をしたところでございます。

同じく10月26日、開陽中央線の要望活動を札幌で行いました。社会資本整備交付金の確保のため、北海道開発局、さらに北海道に対し要望すると

ともに、事業種別の申請方法等についてアドバイスを受けたところでございます。

同日、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会の要請活動も札幌市で行いました。全道協議会の会長となっておりまして、北海道環境生活部に対し、公共浄化槽整備事業に係る北海道補助制度の創設を要望したところでございます。

翌10月27日は、北海道町村会農林水産委員会及び政策懇談会が開催をされ、これにも出席をいたしました。政策懇談会は、農林水産分科会に参加をし、パワーアップ事業の継続と地域産品のブランド化について意見交換をいたしました。また、委員会は、この進め方を協議するものとして開催されたものでございます。さらに政策懇談会では作家の鈴木由紀子氏の「明治維新と北海道の歴史」と題した講演をいただきました。歴史好きな私にとっては大変興味深いものでございました。

同日、この間を縫いまして、オホーツク町村会の臨時総会を札幌市で開催をいたしました。共済組合議会の選挙及び公平委員会委員の選任について協議をしたところでございます。

10月29日は、オホーツク圏活性化期成会秋季要望として、札幌で要請活動にあたりました。この秋季要望は北海道に対するもので、重点項目を副知事に要望したほか、各班に分かれまして、私は道路整備、鉄路の維持、航空ネットワークの平常化、バス路線の確保などについて要望したところでございます。

10月30日、オホーツク町村会行財政特別委員会が再び網走市で開催をされました。令和3年高校卒業の採用職員の管内統一試験、これの一次合格者を選定する会議でございます。69名を一次合格者といたしまして、本町内定者は1名でございます。

同日、大空町廃棄物減量等推進審議会を開催いたしました。9月定例会でお認めをいただいた審議会について、初めての会議を開催したところでございます。本町における廃棄物の現状説明、今後の議論の進め方についてお諮りをいたしました。

11月2日、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会が北見市で開催をされました。令和2年度で支援する法律が失効するため、期限の延長若しくは暫定法の制定が必要との意見が出されております。また、地域と北海道との支援方法についても協議をしたところでございます。

11月3日は、大空町表彰式をこの場所で挙行いたしました。13個人、6団体の方々を表彰したところでございます。各種大会等が中止となったため、奨励賞の方はおりませんでした。貢献賞とコロナ禍に伴う寄附が多く善行賞の方々が増えた状況でございました。また、簡略化し、時間短縮中で実施をさせていただいたところであります。

11月4日は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議第20回を開催いたしました。この前段、北海道が警戒ステージを引き上げたことから、町民への注意喚起をお願いすることについて協議をしたところでございます。

11月10日は、航空会社を訪問いたしました。このときは東京で全日本

空輸に対して、中部女満別便の現在休便となっている部分の運行について、再度要請を行ったところでございます。需要の回復状況、機材の対応の難しさなどから早期の再開は難しい状況にあると、そんな感触を受けたところでございます。

同日、安全安心の道づくりを求める全国大会並びに要請活動が東京で行われ、これにも参加をいたしました。全国から500人を超す首長が参加し、実施された大会となりました。国土強靱化特別予算の延長、拡充を求める方針を決議したところでございます。この度政府から5カ年間の延長方針が示されました。

翌11月11日は、網走刑務所住吉作業所利活用に関する意見交換のため、東京で法務省を訪問いたしました。職員の派遣の依頼、事業の進め方について、法務省矯正局幹部と意見交換をさせていただきました。

11月18日は、北網地区市町長会議が訓子府町で開催をされ、出席をいたしました。各町にあります支所のあり方、コロナ対策における年末年始の行事等の取り扱いについて情報交換をいたしました。このとき併せまして、訓子府町の町民体育館、認定こども園を視察させていただきました。訓子府の菊池町長が自慢されるだけありまして、すばらしい施設であったと、そのように感じました。

11月19日は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議第21回を開催いたしました。本町職員の感染が確認されたことから、その対応方針、情報の発信について協議を行いました。

12月1日は、同じく第22回を開催しております。感染の確認から2週間を経過し、拡大の状況が見られなかったこと、町民に知らせるとともに、今後の対応協議をいたしたところでございます。

以上、行政報告といたします。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3番。皆様、改めておはようございます。

今年も早いもので、残り僅かとなりました。昨日のニュースであります、日本漢字能力検定協会が京都の清水寺で今年の世相を表わす漢字を発表いたしました。密の一字に決まりましたが、まさに新型コロナウイルス対策の3密防止など、新型コロナウイルスによって世界中が苦しめられた年と言えるのではないのでしょうか。新しい年には、新型コロナウイルスが一刻も早く収束をし、以前のような日常生活を取り戻し、災害や事件、事故等のない社会全体の安全を心より願いたいと思います。

それでは通告に従い、質問に移らせていただきます。ほかの方の質問と重なることがありましたらご容赦いただきたいと思います。

それでは、まず一つ目の質問ですが、介護保険料についてです。

介護保険制度は地域保険であり、市町村が保険者として制度を実施しています。65歳以上の第1号被保険者の方々が納める介護保険料も、市町村が3年ごとに介護保険事業計画を策定し、それぞれの地域における3年間の保険給付費の見込みに基づき、具体的な金額を定めています。保険者ごとに保険給付費の一定割合を65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うこととしており、そのため、地域における保険料と給付水準には深い関わりがあります。

そのようなことから、市町村によって介護保険料には開きがあり、地域によっては大きな格差が生じだしています。また、それだけではなく、介護保険制度が始まった2000年度から、保険料は全体的に平均約2倍以上に上昇しております。厚生労働省の全国1,741市区町村の調査では、2018年度に介護保険料を滞納して預貯金や不動産といった資産の差押え処分を受けた65歳以上の高齢者の方が、過去最多の1万9,221人に増加していることが判明しました。

そのようなことから、我が町の保険料の現在までの推移と現状はどのようなになっているのか、町長より伺いたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目の質問は不育症についてです。

不育症とは、一般的に妊娠が可能な年齢にある女性が妊娠はされるが、流産や新生児が亡くなられるなどを繰り返し、結果的に残念ながら子どもを授かることができないことだそうです。習慣あるいは反復流産はほぼ同意語ですが、妊娠22週以降の死産や生後1週間以内の新生児の死亡も含め、不育症はより広い意味で用いられております。一般的には2回以上連続した流産、死産などがあれば、不育症と診断をされ、リスク因子の検査が進められます。原因などについては、個人により様々ですが、検査、適切な治療によって8割以上の方が無事に出産にたどり着くことが最近の研究によって分かります。

そのようなことから、不妊治療、少子化対策の支援として、すでに助成をされているほかの自治体もありますが、我が町においても事業として支援していく必要があると思います。今後、このことについて何かお考えがあるのか、町長より伺いたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 一点目の介護保険料の関係でございます。

平成12年に介護保険制度が創設され、関係法が施行されました。市町村は、介護保険事業計画を策定することとなっております。各年度におけるサービスの種類ごとの見込み、施設整備計画等のサービス確保の施策、これらを明らかにしたうえで介護保険料の水準額を設定いたします。

現在、第7期介護保険事業計画の最終年にあたりますが、保険料は1人あ

たりの平均で月額５，２００円となっております。第１期では、平均２，９００円でありましたので、１．８倍に上がっております。これは、高齢化の進展や介護サービスの充実などが背景として考えられるところでございます。

コロナ禍にありまして、収入が減少したことなどにより保険料を納めることが難しくなっておられる方、町内にもいらっしゃる。国の施策といたしまして、保険料の減免措置を行っておりまして、本町においても減免を受けられている方が数名いらっしゃる現状でございます。

当町の現在の保険料、月額５，２００円という水準は、管内的に見まして上から数えたほうが早いほうでありますし、高いというご意見があることも十分承知をしております。ただ、保険料の設定は他の市町村と額だけを比較して決めるものではございません。高齢者人口の推計でありますとか、サービスの見込みなどを総合的に見込んだうえで設定をしていかなければなりません。

しかしながら、第７期の給付実績、施設等の整備が当分見込まれないこと、また、基金の額などから推定いたしますと、第８期、次期の保険料を引き上げる要素はないのではないかと、そのように考えております。また、中期的な視点も加味した中で、さらに引き下げることができないかという視点も持ちながら検討を行っているところでございます。

現在、地域包括支援センター運営協議会におきまして、まさにその保険料の水準、試算、協議というものを進めている真っ只中でございますので、今の段階で具体的な数字までは申し上げるわけにはまいりませんが、方向性が出ましたら、議会にもご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、不育症の関係でございます。不妊治療に対しましては、都道府県を事業主体とした国の支援制度がございます。しかし、当該支援制度は、治療内容や年齢などの制限があり、十分ではないという判断から、本町では、平成２３年度から不妊治療の独自助成を行ってまいりました。制度の内容や実績などにつきましては、後ほど担当者から説明をさせたいと思っております。

現在、国ではこの不妊治療の助成額の引き上げなどの検討も行われております。併せて、議員からご指摘のありました不育症の検査費用の助成も検討されているようでございます。

北海道では、平成２９年から不育症治療の助成を行っております。ただ、道内の自治体には独自に上乗せ補助を行っている自治体が数町村あるようでございます。この不妊治療や不育治療、この支援拡充、大空町としても検討してまいりたいとそう思うところでございます。

答弁とさせていただきます。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 ２項目目の不育症に関連しまして、本町で現在運用しております不妊治療費助成について説明をさせていただきます。

まず、国費による支援として、不妊治療費の一部に対する補助制度がござ

いますが、夫婦の合計所得が730万円未満、また、妻の年齢が43歳未満、また1人あたりの助成回数が6回までといったような制限、さらには対象となる治療内容につきましても、体外受精や顕微授精と比較的高度な治療に限定をされているところでございます。

実際には治療が長期化したり、国費の対象外となる治療を受けられる方もいらっしゃるから、本町におきましては少子化対策の一環としまして、町独自の制度を設け、具体的には所得や年齢の制限を設けず、国費への上乗せ助成や対象を拡大した独自助成を行っております。

平成23年度の制度発足以来、22組のご夫婦に制度をご利用いただき、17人のお子様が無事に出生を迎えられております。現在もさまざまなご苦勞をされながら治療を続けていらっしゃる方もおられますので、引き続き町として支援していく必要があるというふうに考えております。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。介護保険料について改めてお聞きをしたいと思います。

町長より、現状、推移などもお聞かせをいただきました。北海道の第7期の保険料の推移なども確認をさせていただきました。

その中で、町長が言われたように、ほかの市町村と比べると大空町より高い自治体が4つほどあります。斜里町が5,667円、網走市が5,298円、北見市が5,925円、清里が5,500円、それからいうと5番目に高い。町長は今後、介護保険料のほうの見直しなども考えていただけると。そして、具体的な金額などもありましたら議会に諮っていただくと。そのことについては、しっかりと行ってほしいと思います。第8期の高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定において、1,000票ほどアンケート調査を行っております。回答は585票。パーセンテージ58.5%であります。その中でもやはり高いという意見が多数寄せられておりました。

実際にコロナ禍で、第8期の3カ年においては、新しいサービスは見込めないのではないのかということもあり、給付との関係、実施額との関係もありますので、軽減または据え置きができるのではないのかと、それはそれで理解はしていますが、逆を言えば、地域包括ケアシステムの見える化の推計を見ると実際に給付見込みに対して実施額が低かった。逆を言えば、なぜ低かったかということ、やはりコロナの影響もありますし、限られたサービスしかない、地域にとっては。私自身、ほかの福祉の事業所の方とも話しますが、なかなかサービスの育成が進んでないのも一環ではないのかなと。そのことについてどのようにお考えか、改めてお考えを聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長

◇町 長 管内的な水準については、議員のおっしゃるとおりでございます。

それらを含めまして、今回議論をいただいているところでありますが、丁寧に説明していかなければならないのは、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、ただ単にその金額の高い低いということだけを持って論じていただきたくないと。大空町でこういったサービスが提供されているか、そのサービスや施設の水準というものも併せてご理解を賜る。こういった努力を私どもとすればしていかなければならないのではないかと、そのように思います。

また、この金額を算定するにあたりまして、統一的な見える化システムというところにサービスの量や施設の状況、そういったものを入力しながら、ある程度コンピューターと言いましょ、電算の中である程度こういった数字が必要であるというものが出てきます。ただ、正直申し上げまして、それは一律の仕組みの中で判定をされるものでありますので、最終的にはそこで出たものを、さらに地域の実情に合わせてどのように決定をしていくかということになろうかと思えます。あくまでも、見える化システムというものは、そこに至るまでの経過を積み上げていく仕組みだというふうに感じております。ただ、そうであっても、それを覆すような状況で設定をするということになれば、それなりの町民に対する、また、北海道などに対する説明を求められますので、そこはしっかり行っていきたいと、そのように思います。

さまざまなサービスを提供していく、その水準がまだまだ十分ではないという中で、その介護保険料の伸びというものが逆にならないと。ある意味、上がらないことはいいことではあるけれども、それはサービスの充実につながっていないという側面があるのではないかと。確かに、そういった側面はあるのかもしれませんが。その大きな課題としては、やはり人材の確保というところが大きなものではないかと思っております。

そういったことも課題としてとらえながら、今後の介護保険事業計画、こういった形でサービスを提供するか。金額だけを決める、その運営協議会の議論ではないと、このように思っております。今、町内にお住まいのご高齢の方々がこういったサービスを望まれているか、そこをどのように実現していくか、そういった議論もその運営協議会の議論の中でいただきながら、この事業計画というものを策定してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 3 番、上地議員

◇上地議員 はい、3 番。町長よりご答弁をいただきましたが、実際にサービスが充実していない。人材確保が必要だと。それはやはり、第 8 期は保険料を定める以上にそういう新たなサービスなどもありますので、しっかりそこは人材の育成も含めて検討していただきたいなど。また、対象の方が困らないように保険料の金額もしっかりと設定をしていただきたいと思えます。介護保険料については、これで終わります。

続いて、不育症について再質問したいと思います。課長とかからも不妊治療の実績などもお聞きをしました。不妊治療については私が質問して拡大をしていただいた経緯もありますので、22 組の方が利用され、17 人のお子

さんが誕生したと。その不妊治療の実績については素晴らしいものだと、ここでも思います。

不育症について、改めてお聞きしたいと思いますが、最近のニュースや記事などでも、町長言われたように国が助成の拡大を検討していると。内容としましては、最近の記事ではありますが、実際に助成をしている自治体に対して一定額を補助すると。1件上限50,000円ほどだったと思いますが、検査費用だったと思います。また、それだけではなく、将来的には相談支援体制の拡充、カウンセリングなどの保険適用もを目指していきたいという考えも出ておりました。

不育症を経験された方はお子さんを亡くすと、特に女性ですね、深い傷を抱えてしまう方が多いです。研究のデータの約8割の方が不安症状、または鬱などの症状が疑われる場合があるということも載っておりました。

そのようなことからですね、我が町としてもできることと言えば、やはり先行的に相談支援体制を拡充するべきじゃないかと。何故かと言いますと、母子保健事業を担っていただいているのは町の保健師さんです。実際に女性でありますし、出産経験もある方もいらっしゃいます。私は、現在対象はいないかもしれませんが、潜在的にはいたのではないかと考えています。私自身もここ最近知ったことなので、そのようなこともありますから、さまざまな悩みを相談できる体制を大空町として、国とか道とかの動きではなく先行して作るべきではないかと。

道の助成の話もありましたが、道のほうは夫婦の前年度所得が730万円未満で1件上限10万円だったと思います。その中に、相談支援体制として、下に小さく載っていたのですが、確か旭川医科大学の産婦人科、あとは道内各保健所26カ所の保健師さんが相談の対応を行っております。ですから私が先に言うように、やはり身近な相談などは町で先行的にやるべきではないかと、そのように思っております。

また、助成に対しても、町長が言われたように金銭的負担が大きいと。なぜかという、なかなか個人によっていろいろな検査項目、治療もありますし、そのようなことから、多岐に渡ると。また、それだけではなく保険外のものが多いと。中には年度をまたぐ様なケースもありますので、ほかの自治体で上乗せしている自治体もありますが、もし私達の町で行うのなら、しっかりと回数、予算をつけると。できれば所得制限なども少し見直すべきではないかなと、そのように思っております。

そのことについて、改めてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいとします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 介護保険料の関係でございすけれども、今回のご質問をいただいて、議員と思いは同じではないかなと、そのように感じたところでございます。そういった、気持ちを持って臨んでまいりたいと思います。

次に、不育治療の関係でございす。国は、例えば不妊治療の保険適用を

と言っておりますけれども、2022年度からということは、来年、再来年度から保険適用ということではないかなと、新聞報道などからはそのように感じます。併せて、そこに不育症の方々の対策を講じたとしても、やはりそういったものは少し先になってしまうような気がいたしております。

そのことを考えますと、まず、私どもの町とすれば、どういう出方があるのか分かりませんので、まずは町として、検討してみる必要があるだろうと、そのように考えております。あとで国の制度が追っかけ出てくるのかもしれませんが。その段階で、町の制度との整合性がとれないのであれば、その時点で、また修正をするというような考え方を持っていかなければならないだろうと、そのように思っております。決して国や北海道の動向が明らかになってからということではなく、町として率先して取り組んでみたいという考え方でございます。

金銭的な支援については、そういうことでございますけれども、議員がおっしゃいますその事前の相談体制というものも大切ではないかなと思っております。現在は、保健師と町民の方の接する機会というのは、一般的に言えば母子保健手帳を交付するとき、そういうところから関係が生まれてくるというのが一般的でございます。不妊治療の助成なども行っておりますので、最近は少し、その妊娠についてお悩みの方の相談を受けるという形はとれてきておりますけれども、確固たる形があるわけではありません。そういったものを聞き及んで相談にこられた方々に対して、一緒になって、その対応について検討させていただくということでございます。ですので、そういったもののPR、どのように町民に向けて発信していくかということも、そういった制度を知っていただくための、また関係を持つためにも必要なことだと、そのように考えておりますので、そのところをどのように充実していけばいいのかということは大変悩み大きいのですけれども、取り組んでいかなければならない、そのように考えております。

また、お恥ずかしい話ですが、今回のご質問をいただいて、不育症というものについて、私も改めて認識をしたところでございます。ひょっとしたら、そういった対象になる女性の方々、またご家族の方々含めて、そういった病状というのでしょうか、疾病があることに気づいていらっしゃらない方もひょっとしたらいた、若しくはいるのではないかと、そのようにも考えます。そのように考えますと、国にもそういったもののPR、助成制度はもちろんでありますけれども、どんどんしていただきたいというふうに思いますし、町などにおきまして、さまざまな講座等を通じて、町民の方々にそういった事象があるんだと、まずはPRし、そして、その相談を受け付けていけるような、そんな体制づくり、仕組みづくりというものも併せてと言いましょ、急ぎ確立をしていかなければならないのではないかと考えてございます。そういった中で、この不妊、不育一体のものとして、取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど言い忘れましたけれども、不妊治療においても、国の制度、北海道の制度がありますけれども、大空町においては、その幅出しをしたり、上乘せをしたりということで、さまざまな分野で使い勝手が良く、制度を可変

しているつもりでございますので、不育症につきましても、その趣旨と同様にその幅出し、上乘せというところを十分検討しながら、その内容について考えてみたいと思いますので、ご指導いただければありがたいと存じます。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。町長より前向きな発言もいただき、大変心強いというか、不妊治療でも実績を上げていますし、不育症はそれを補う一環として是非しっかりと対応していただきたいと思います。

そして町長が話されたように P R というのがいつも行政としては課題となると。実際になかなか私もですが、新聞の記事で最近恥ずかしながら町長と同じように知って少し勉強させていただいたのですが、そのようなこともありますので、事業を行うにあたり、しっかりと地域住民に周知をしていく、それが大切なのではないのかなと。不育症の相談窓口についても下に小さく出ている程度なので、やはり相談しやすい体制としてしっかりと相談の場所、若しくは担当の方を載せるというのもいいのではないのかなと、そのように思っておりますし、しっかりと行っていただきたいと、そのように思います。

地域住民に対して先ほど言ったように、もしかしたら潜在的に、そのような方がいたのかもしれないし、当人またはご家族にという発言もありましたので、今後、地域住民の周知について、講座なども言われておりましたが、そのことについて改めてどのようにお考えなのか、最後聞かせていただけたらと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この分野に限らず、町民にどのように情報発信をしていくか、また受けとめていただくかというのは、課題になってございます。

一義的に対処することになります福祉課の職員、いろんな機会をとらえて P R をしていきたいと思えますし、そこで、合う、合わないばかりではなくて、社会一般でこういったもの認識していただかなければならないということだと、そのようにも感じます。

先ほど言った、さまざまな機会をとらえての講座のメニューの中に、この不妊、不育といった項目なども入れながらですね、社会共通の課題としてとらえていただく。その中で、皆さんが気軽に相談をいただける仕組みというものを考えてまいりたいと思います。まだまだこの場だけでは十分、どのように情報発信していくか、すべて言いきれませんが、今後のご指導の中で、いろいろなご発言、ご発案をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 今回 2 点ほど質問させていただきましたが、ぜひ対象の方が困ら

ないように、しっかりと庁議にかけて検討していただき、素晴らしいものを作っていたきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

思いは先ほど保険料の時にも同じと言いましたけれども、この不育治療についても同じように考えてございます。

今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩といたします。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前10時56分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。次に、2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 はい、2番。令和2年第4回大空町定例議会において、通告により一般質問をさせていただきます。

最初に、町村合併後の現状と課題について伺います。

平成18年3月31日に旧東藻琴村、旧女満別町が合併して、令和3年3月31日で15周年を迎えますが、当初、女満別地区の個性と東藻琴地区の個性を融合させるべく、さまざまな計画を立ててスタートしたと思います。現状と課題、今後についてお知らせください。また、合併による財政効果をお聞かせください。

2点目、合併に伴い東藻琴、女満別間の道路の最短距離の整備について検討したことがあるのかどうかお尋ねします。両地区住民の利便性を高めるには、既存の道路整備と並行して最短道路等の整備をすることが、必要不可欠と思いますが、考えを聞かせください。

3点目、合併後も残念ながら人口が減っていますが、今後の成長戦略にどのような施策が必要と考えているのか、お聞かせください。

2項目、新型コロナウイルス禍における弱者対策について伺います。

新型コロナウイルスの拡大が一向に収まる気配を見せない中、働く高齢者、障がいを持っておられる方々の日常生活、母子家庭等、収入が大幅に減少したり、職場を解雇したり、されたなどの事例はないのか。弱者対策の現況と課題、今後について伺います。

3項目、一般廃棄物最終処分場の管理運営状況についてお尋ねします。

ごみ処理場の課題につきましては、過去に同僚議員が質問されており、重複する部分があるかもしれませんが、期限のある施設ですのでご理解をお願いいたします。

1 点目、廃棄物処理場の旧最終処分場と一般廃棄物最終処分場の現状と課題についてお知らせください。

2 点目、一般廃棄物処分場の建設予定はいつごろになるのかお聞かせ願います。一般廃棄物処理場は旧施設の破砕棟、水処理棟の維持をはじめ、現有施設も約 5、6 年程度と考えられますが、今後のあり方を早急に詰めなければならない時期にあると思われます。幸いに当町はリサイクルに早くから取り組み、町民の皆さんの協力により、減量化に成功していると思います。しかし、現有施設には限界があり、新たな施設の建設に向けてどう考えておられるのか、考えをお聞かせください。

以上、3 項目について 1 回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 三條議員の一般質問にご答弁を申し上げたいと存じます。

1 点目でございます。大空町のまちづくりでございますが、合併協議会が策定いたしました新町建設計画、また、大空町になって策定をいたしました第 1 次の総合計画、第 2 次の総合計画に基づき、現在まで取り組んでいるところでございます。

放課後の児童対策、給食の無償化、子ども医療費の助成拡大、診療所の建設、病院建物の取得、認定こども園の開設、小・中学校の施設整備、高等学校の新設、障がい者施設の整備、道の駅施設の整備、芝桜公園の整備など、ソフト事業やハード事業、随分と取り組んだつもりでおります。しかし、町民の方からのご要望やご期待は尽きることはなく、大空町のまちづくりはまだまだ道半ばと、このようにとらえております。

ただ、平成 19 年に町民の誓い、平成 24 年には自治基本条例、そして、平成 28 年には議会の発議によりまして、まちづくり宣言を制定していただきました。これらは、まちづくりの方向性、町の個性というものを示していただいたものと思っているところでございます。

課題といたしましては、大空町の一体感の醸成といったことが 1 番ではないかと思っておりますが、これには大変時間がかかるものとも思っております。明治維新の廃藩置県の後、現在の都道府県が生まれましたけれども、多くの県が旧来の地域性を残していることでもお分りのことと存じます。市町村合併で申せば、まずは合併当時の当事者がまちづくりの第一線から退くことが必要ではないかと、そのようにも思います。私などが町長をやっているうちは、今でも女満別の町長さんとそういう言い方をされる方がいらっしやいます。大空町も一体感を私自身が阻害しているのではないかと思うところもございます。

合併の効果でございますが、財政面でございます。交付税の合併特例があったり、合併特例債の活用をさせていただいたり、さらに人件費の縮減、こ

ういったものは、財政面の再建で大いに効果があったものと思っております。一方で物件費でありますとか補助費、これらは想定していたような縮減効果を発揮できていない状況でございます。このことは社会制度の変化でありますとか、人件費、資材費の高騰などが要因ととらえております。しかし、結果として基金残高は増え、実質的な起債残高は減少している状況にあります。この財政面について詳しくは、また担当からも補足させていただきたいと、そのように思います。

町道の関係でございますけれども、町の道路の整備につきましては、まず現道を中心に整備を行っておりますことから、新設短絡路線の整備というのは検討したことがございません。現在、開陽中央線を連絡道路と位置づけてまして整備を進めておりますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

また、人口減少でありますけれども、大変大きな課題だととらえております。これを克服して、さらに地方創生の実現を図ることを目的に1期目、2期目の総合戦略を策定し、取り組みを進めているところであります。2期目の総合戦略の柱は移住促進・雇用確保、人材の育成、定住の促進とこの三つであり、この政策を実現するため、移住・定住支援室をこの春創設したところでございます。支援室では、無料職業紹介所の開設、移住の相談などに取り組んでいるところでございます。そのほかの部署でも人材育成を図るため、起業化支援でありますとか、魅力ある高校づくり、認定こども園の整備、高速情報通信環境の整備に取り組んでおります。これらのものも人口減少の抑制と地方創生につながるものとして取り組んでいるところでございます。

大きな2点目でございます。新型コロナウイルスにおける弱者の方々の対策でございます。新型コロナウイルスによりまして、大空町内において、どれだけの事業者の方が収入減を余儀なくされているのか。また、生活弱者と言われる方々がどの程度生活に困窮されているのか。詳細をすべて把握できていないというのが正直なところでございます。また、その手段も十分でないのが現状でございます。障がい者の就労事業所におきまして通所日数の減少に伴い、工賃が下がっているというなどのケース、これらは報告されているところではございます。また、国民健康保険や後期高齢者医療保険におきまして、保険料の減免を受けられている方がいらっしゃいます。さらに社会福祉協議会の緊急小口資金や総合支援資金を借り入れされている方もいらっしゃいます。これら申請業務、相談業務の中で実態の把握を進めておりますが、それ以外の方々についての状況は十分とは言い切れません。

国は特別定額給付金を給付したり、また、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給を行っておりますが、依然、厳しい状況にあることから、この臨時特別給付金を年内に追加で再支給するということを決めております。

町といたしましては、各税でありますとか、使用料等の減免、また、事業所などへの支援を行ってまいりました。さらに今月には非課税世帯に対し、お一人あたり1万円の臨時福祉商品券の給付をするべく現在事務を進めているところでございます。

また、離職された、直接的な解雇になったというような報告は受けてはお

りませんけれども、それらの全国的な状況、さらに先ほど申しました臨時特別給付金や生活福祉資金の貸付金の詳細などについては後ほど担当者から、もう一度説明をさせたいと思います。状況をできるだけ把握するためには、今の体制では不十分でありますので、民生委員、児童委員の方々でありますとか、さらに社会福祉協議会の方々、事業を行っている、その窓口となる商工会などの関係の団体などの皆様にもご協力をいただきながら、情報収集を行ってまいりたいと思います。その中で、今後も困窮されている方々の支援、どのような手だてができるか検討をさらに進めてまいりたいと思っております。また、相談業務につきましては、町はもちろんでありますけれども、オホーツク相談支援センターでありますとか社会福祉協議会の皆さんにもお願いをしながら、連携をとって解決に向けて取り組んでまいりたいと思うところでございます。今後ご指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

次に一般廃棄物の関係でございます。旧最終処分場でございますが、現在は埋め立てを終了しております。発生しているガスの濃度が隣接地のモニター地点と同程度になり、そして浸出水の水質の安定化が図られ、埋立地堤体部に変異がないこと、この三つが確認されることが条件でありますけれども、それらが確認されれば、最終の覆土をして廃止することとなります。ただ、現在ガス濃度が高くて、この廃止ということになっていない現状でございます。

現在の一般廃棄物最終処分場でございますが、平成16年から供用開始し、埋立容量は3万4,900立方メートルの施設でございます。埋め立て期間は、計画では平成31年3月まで、15年間でございましたが、町民皆様による分別の協力と破碎処理などを行うなどの対策効果から延命が図られている状況にあります。今年の8月に埋立残容量の測量を行いました。結果、残容量は9,289立方メートルとなっております。単純に計算いたしますと6年は埋め立てができる状況でございます。今後もさらに分別の徹底を皆様方に協力をお願いし、さらに破碎処理などを行い、ブルドーザーやショベルで転圧を加えながら埋め立てするなどしまして、少しでも、さらに延命できるように対策を講じてまいりたいと、そのように思います。

新しい処分場といいたいでしょうか、今の処分場の水処理施設の関係でございます。老朽化が進んでいるのはもちろんでございますが、浸出水の水質程度、これらは程度がいいほうだということで薬品を使用せずとも微生物の処理のみで放流できているという状況で、最低限のメンテナンスで管理ができているという状況でございます。

一般廃棄物の処理場の建設予定でございますが、私どもの町にあります最終処分場と焼却処理施設、これを一体に検討しているところでございます。焼却処理施設のほうでございますが、昭和59年に供用を開始し、平成15年にダイオキシン対策で大規模改修をしておりますけれども、34年が経過している施設でございます。一般的にはでございますが、最終処分場の建設には5、6年、焼却処理施設の整備には7、8年、単体で行うとかかると言われております。急がなければならない課題でございます。議員のご指摘

のとおりでございます。

また、来年の４月からでございますが、現在、津別町の焼却ごみを当町で受けておりましたけれども、来年４月からは北見市の焼却処理施設で処理されるということとなりました。一方で、次年度から網走市の可燃ごみの一部の焼却処理につきまして、私どものほうでできないかということで協議を進めているところでございます。

最終処分場の施設整備には環境省の指針で、破碎や焼却などの中間処理施設が必須となっております。また、焼却処理施設の整備は広域で行うということが必須として求められております。このために、私どもの町、また広域も含めて、焼却処理施設、埋め立ての最終処分場一体となって協議しなければならないということを考えているところであります。近隣の市町村の方々ともこういった協議を進めながら計画的に、また早急にこの整備について進めてまいりたいと思います。また、議会にもその時折で説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

１回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 １点目の合併に伴います財政効果について、歳入歳出の両面でご説明申し上げます。

歳入面での効果といたしましては、大きくは交付税の合併特例による加算と合併特例債の活用があります。合併特例による交付税の加算額の合計は、平成１８年度から令和元年度までの１４年間で約４９億円です。歳入のもう一つの効果であります合併特例債につきましては、町民の連携強化と地域振興を図るため、新たに地域振興基金を創設し、合併特例債を活用して発行可能額９億５，１６０万円全額を積み立てました。また、建設事業に対して活用できる合併特例債につきましては、本町は３７億７，４３０万円の発行が可能となっており、令和元年度までに藻琴山温泉芝桜公園整備、女満別運動公園整備、地域振興施設等で約１９億円活用しているところです。

次に、歳出面での効果ですが、大きくは人件費の縮減があります。縮減効果につきましては、合併しなかった際における職員採用状況を判断できかねるため、職員数で説明申し上げます。大空町職員定数条例では、平成１８年度町長部局及び各委員会部局の定数を１９０人としておりましたが、現在は条例上１５０人と４０人定数を減少しています。同じく自治体の職員数についても、合併当初１７８人であった職員数が、現在は１３８人となっており、４０人減少できているところであり、職員人件費の面での削減効果はあったと言えます。一方、物件費及び補助費等につきましては、合併前は経費縮減を見込んでおりましたが、指定管理者制度の導入や時代に即した施策の展開により、当初想定していたような縮減効果は発現できていないのが現状です。

歳入歳出両面での財政効果を説明申し上げますが、町の貯蓄にあたる基金保有額についても、合併当初の約３１億円から令和元年度末で約５３億円

と、当初と比較して約22億円積み立てることができました。逆に町の借金にあたる町債残高の合計額は、広域穀類乾燥調整貯蔵施設整備事業債の発行で、令和元年度決算時点で合併当初の平成17年度の約152億円とほぼ同額となっておりますが、地方公共団体の借入金の返済額の大きさをその地方公共団体財政規模に対する割合で表す実質公債費比率で比較しますと、平成18年度に23.8%であった比率が、令和元年度には10.4%と大幅に改善されたところです。これらも合併による財政効果であるといえます。

以上、合併に伴う財政効果についての説明とさせていただきます。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 私からは、新型コロナウイルス感染拡大に関連します解雇及び雇止めについて、ご説明させていただきます。

町内分として把握している数値はございませんので、厚生労働省の集計で12月4日現在の数値でございますが、見込みを含みますと、全国で7万5,000人に上る状況となっております。そのうち北海道につきましては、2,900人という状況になっており、北海道の数値につきましては、東京都が1万8,100人、大阪府が6,500人、愛知県が4,200人、神奈川県が3,300人に続いて、全国で5番目となっている状況でございます。

また、職業別につきましては、製造業が1万4,900人、飲食業が1万700人、小売業が1万300人、宿泊業が9,200人、労働派遣業が5,000人となっております。

この解雇や雇止めの月別の推移ですが、6月には2万人を超え、以降、8月末で5万人、11月に入り7万人を超え、12月4日現在では7万5,000人という集計となっております。

私からの説明は以上でございます。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 私からは、大項目2つ目でございます新型コロナウイルス禍における弱者対策につきまして、ひとり親世帯臨時特別給付金及び北海道社会福祉協議会が実施しております貸付金についてご説明申し上げます。

政府は、新型コロナウイルスの影響により低所得者のひとり親世帯に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、8月に臨時特別給付金の支給を実施してございます。対象者のうち、令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方につきましては、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されます基本給付として50人分307万円を、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方へ追加給付といたしまして、1世帯あたり5万円を3世帯に15万円支給してございます。また、公的年金を受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方につきましては、基本給付として2人分で10万円を支給しているところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け

て、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている方につきましては、基本給付として2人分で、10万円を支給しているところでございます。また、新型コロナウイルスの影響が続く中、ひとり親世帯は、非正規雇用の割合が高く収入が少ないなど、生活実態が依然と厳しい状況にあるとして、8月に基本給付の支給を受けた者に対しまして、追加で年内に1世帯5万円、第2子以降1人につきまして3万円を再支給することとしているところでございます。

北海道社会福祉協議会が実施してございます、生活福祉資金貸付制度におけます緊急小口資金及び総合支援資金、生活支援費につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的または継続的に収入減少した世帯に対する貸し付けで、本年3月25日から特例措置として実施してきている制度でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための緊急小口資金特別貸付における11月末現在の貸付実績につきましては、9名で130万円となっております。貸付限度額は1世帯につき1回限り20万円以下となっているものでございます。また、緊急小口資金特例貸付を利用してもなお家計の状況が困難な方への追加貸付けであります総合支援資金、生活支援費特例貸付における11月末日までの貸付実績につきましては、1名で42万9,000円となっております。なお、貸付限度額につきましては、単身世帯におきまして月額15万円以内、2人以上の世帯につきましては、月額20万円以内となっているものでございます。いずれの特例貸付におきましても、保証人不要の無利子の貸付けとなっているものでございます。

私の説明につきましては以上でございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは、1項目目の町村合併後の現状と課題等について、再質問させていただきたいと思います。

当初、合併に対する住民の期待と懸念があり、両町村の合併に対する期待として、財政面や農業振興、観光の振興等が多く挙げられていました。先ほど町長からいろいろ説明を受けていろんな取り組みをされていることは、十分分かりました。

当時そんなことでいろんな期待もあった反面、合併に対する懸念として、サービスの負担増や地域間の格差等が挙げられていたと思います。最近、どうしてか分からないのですが、私自身徐々に地域格差が広がっているように思っています。先ほど総合計画の中で、当然、合併当初のまちづくり建設計画の思い等は含めた中で計画され実行されていると思いますが、今さら後戻り云々という話ではなくて、総合計画の中に含めたとしても、いろんな当時の目的としたことを評価して、これはどうなっているということを評価しながら、これからのビジョンを作成して、町民の皆さんにお伝えすべきだと私は思います。

広域で対応できるもの、広い両町で対応できるもの、また地域で完結しな

ければならないものなど、いろいろ考えられると思いますが、想いは合併効果を最大限発揮し、先ほどの財政的な面でも説明いただいて相当大きな効果があったのかなと思いますが、まだ住民の皆さんの中には懸念をたくさんお持ちの方もおられます。こういった懸念を解消して、両町民が合併して本当に良かったと感じてもらえるような取り組みをこれからもぜひ、積極的に進めるべきだと思います。

再度、町長の考え方をお聞かせいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議員は、地域間格差という言葉を使われましたけれども、どういうところでいいのでしょうか、何を比較したときにそういうことを感じられるのかというのが、ちょっと私も分かりづらいので、どういったところかなといういろいろ想像しながら、私の考え方を説明してまいりたいと思います。

例えば、新しい町になっていろいろな制度ができました。料金を決めました。その中で、どちらかの水準に合わせていかなければならないという中で、負担増というふうになっているというふうに感じられる方もいらっしゃるのかと思いますけれども、合併をもししなかったときには一体どの水準になったかというところをなかなかお示ししきれていないので、結果的に今までの旧来の状況と合併をした後との比較でしかない。そういうふうに考えますと、正しいと比較にはなかなかならないのではないかなと。ただ、私どももそういったものをきちんと上手に説明するところが欠けているためにですね、新しい町になった中で、ものが変わっていく、制度が変わっていく、それがすべて合併に結びつけられて論じられているというところが残念だなと。そこを解消するためには、色々な丁寧な説明が必要だなと、そのように感じたところでございます。

私も、合併してから、大空町となつてからの例えばハードでありますとかソフト事業の進め方、公平にという言い方を随分いろいろな方から言われましたけれども、例えばハード事業などでいいますと、私は必要なものを必要な時期に必要な場所というふうに考えておりますので、必ずしもどちらかの地域に同じような量的なものを同じ時期にということにはなっていないかと思っております。あるとき女満別地域の施設整備をどんどんと進める時期があったり、一方で東藻琴地区の施設整備を進めなければならない時期もあったりということではありますが、小さな町とすれば一度に全部を取り組むわけにはいかないということで、そこの中の取捨選択をさせていただいたということで、ご理解を賜りたいと常々思っております、このことは町政懇談会、また議会の中でもお話をさせていただいているところであります。

もう一つは、いろいろな制度、ソフト事業でありますけれども、これは基本的には統一をしていかなければならない。制度が一つの町で二つあるというのはなかなか難しい。また料金体系が二つあるということは望ましくないと、そのように思っておりますけれども、ただ、今まで何十年も経過があって、その背景の中で決めてきた制度であったり、料金であったりするもの、

これを統一するのは、やみくもにただ足して2で割ればいいのか、高い方に上げればいいのか、低い方に揃えればいいのかというものではないというふうに思っておりますので、最終的には一つにするものであっても段階的に、時間をかけながら取り組んでいかなければならない、そのように考えてございます。ただ、私も何回となく町民の方に申し上げたことがあります、ある町民の方、同じ方がですが、なぜ二つの地域が一緒にならないんだ。ちゃんと一緒にしてくれ、同じ水準にしてくれと言われる方、同じ方が一方で、どうして一緒にしなければならないんだ。お互いの地域の個性があっていいじゃないか。そこは別々でもいいんじゃないのか。同じ方が別々のところで、別な視点から物事を言われる方がいらっしゃいました。先ほど言ったように、基本は、私は一つだと。ですけれどもそこに至るまでには段階的な経過が必要なものと、そのようにも申し上げてまいりました。そういったことをきちっと丁寧に説明できていないというところが、そのような感覚を抱かれる原因ではないかと思っておりますので、さらに、そういった説明を進めてまいりたいと思っております。

評価でございますけれども、新町建設計画などの評価書というようなものについては作ってございません。ただ、それもですね、従来の東藻琴村、女満別町の総合計画の合体版でございましたので、当然、大空町としての第1次総合計画を策定する折には、そここのところの評価書までは行きませんが、評価を行って、さらに新しい計画に載せ替えていく、その作業を過去2回ほどやってきております。その中で、新しい大空町の進むべき方向、まちづくりの考え方、お示しをしているつもりでございます。その前段として、評価については、議会でもお諮りをしながら、さまざまなご意見をいただいた中で、次の段階に進めさせていただいているということでご理解を賜りたいと思います。

もう一つ、その一体感、その格差の感覚というものをなくしていくためには、やはり町民相互の交流というものをさらに進めていかなければならないと思っております。合併10年の折にはさまざまないろんな事業を合同で行うということをしてまいりました。しかしまだまだ、個別にそれぞれの地域で同じようなことをやっているときもあります。それを一つにしていく、そしてそのことによって町民同士の交流がさらに深まる。そのことがまた一体感をつくる次のステップに繋がるのではないかと、そのように考えてございます。そういった中でさまざまな催し物などを通じて、さらに交流が図られる、そういう取り組みを今まで以上に組み込んでまいりたいと思っております。そんな中で、大空町の一体感、先ほど言われた、格差というものの解消、その思いの解消に努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。合併の関係につきましては、町民の皆さんそれぞれ受けとめ方も違いますし、町長から答弁あったように、片方ではよし、片方ではだめということも当然あり得るのかなっていうそんな気がいたします。

合併当初、全町民に対してまちづくり建設計画というものをガイド版で配りしているんですね。これは町民に対しての約束というふうに皆さん思っていると思いますので、それをいつまでも引っ張り出すということではないですが、先ほど答弁があったように、総合計画の中できちんとを盛り込んで、見直し、評価をしているという答弁もございました。当然、今後においてもその辺のことを、評価して次に繋げていくということは大切なことだと思いますので、見える形で、また次の総合計画に向けて検討を始めることになると思いますから、そういった当初の約束がこぼれていないかどうか再度点検をしながら進めていただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 総合計画、文言で表現してあるところもありますけれども、町民の皆さんが一番関心の高いのは、その表現の中で、その方向性の中で、どういった事業に取り組んでいくかということが非常に分かりやすくなるんだろうと思います。

そういった意味では、総合計画の成り立ちの中の実施計画といわれる部分が、皆さん関心が1番高いのではないかと、例えば今進めていることでありますけれども、いつ、認定こども園ができあがるだろうとかですね、いつこういった制度が進められるんだろうか、そういうことではないかと思います。そのところについては、毎年時見直しをしていかなければなりません。その中で、実施計画をどれだけ町民の方々に上手に説明できているかというところ、議会の議員の皆さん方には、そういったものをお示しはしているところではありますが、広くというところまでは至っていないかと思います。そんな中で、町民の方々のその不信感といえましょうか、ちゃんと進んでいるんだろうかというところが出てくるのかもしれないと思います。そういった公表の仕方、それらについて十分考えながら進めてまいりたいと思います。今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。1点目の質問を終えて、2点目、東藻琴と女満別間の短縮道路の整備について質問させていただきたいと思います。

合併特例債の対象事業及び関係法令条文から考え方を調べてみたところ、1番目に合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設等の整備事業に、旧市町村との交流や連携が円滑に進むよう市町村間の相互道路、それから橋梁等の整備が必要というふうに挙げられています。

すでにやっっている部分はあるのですが、開陽中央線、福住女満別線の改良整備が行われてきておりますけれども、この整備が距離の短縮には残念ながら繋がっていかないのだろうなというふうに思っております。

両地区には、住民が往来するために、短縮すべきというご意見をかなり多

くの方からいただいております、特に、東藻琴の住民の方から電話をいただいております、同じ町になったのに、買い物でも病院でもできるだけ、東藻琴から女満別のほうに来て買い物したり病院へ行ったりしていると、しょっちゅう車で移動しているけど、ふと何で両地区を少しでも近づける工夫を努力をしないのだろうと思ったという電話をいただきました。私も、だんだん人口も減ってくるし、両地区に整備するのも、両方に整備するということが当然なっていないだろうというふうに思います。そうなってくると往来も当然増えてくるものというふうに思われます。

また、緊急の時の救急車の移動ですとか、災害時の消防車の移動と時間との勝負の事例が当然これからも出てくるだろうなというふうに思います。道路整備の条件は、当然住宅が張り付いているかとか、農地があるかとか、いろんな制約があると思いますが、合併により両地区をスピーディーに往来できることは大事なことだと思います。合併特例債だとか過疎債の延長も決まりましたし、道路財源とか起債を活用して、ぜひ取り組んでいただくべきものというふうに私は思っております。

もう1点、東藻琴地区の住民の方から連絡いただいたので、私ここで質問させていただきたいと思いますが、夜間、女満別地区に車で移動中に、曲がり角等の看板が見えなくて、何度も通り過ぎてしまったというお話がございました。確かに私も走ってみたのですが、各看板はすでに設置はされていますが、場所が悪いのか、小さいのか、高さが悪いのか、その辺も含めて点検していただきたいと思います。そんなにお金をかけなくとも、例えば夜間であれば点滅で曲がるサイン表示するとかですね、そういったものについてですね、ぜひ、設置すべきものと考えます。

以上、道路の関係について再度考え方を聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 道路の関係でございます。現在利用されております、その連絡道路といましようか、主な道路は網走川湯線を利用する路線と、国道334号線を利用する路線のこの二つが主なものかと思っております。両方のルートとも、市街地を結ぶ距離は約16キロでございます。ただ、冬期間になりますと、国道334号線のほうが安全というふうに感じられておりまして、そちらを利用される方のほうが圧倒的に多いと聞いてございます。

地区間の連絡道路といたしまして、町で今考えておりますのは、国道334号、そして開陽中央線、道道の福住女満別線、これらを経由して、両地域を結ぶということでございます。町道であります開陽中央線は、現在町として整備を進めてございますが、国道や道道もでございます。こちらのほうの整備も急がなければならないということから、行政報告で言いましたこの地域の連携会議を通じまして、国道334号道路については、特に、千草地区にあります東藻琴から女満別に向かつての登り、これの登坂車線整備などについて要請を行っております。

併せて、なかなか進んではおりませんが、福住女満別線の改良拡幅、

ここのところについても北海道に強く強くお願いをしているところでございます。

議員が言われるように、真直ぐな道路といいましょうか、直接繋げる道路はどのようなイメージなのか、私が過去に町政懇談会で聴いたときには、真直ぐに道路付けてくれよと、上の尾根のところ曲がりくねってではなくて、さらに真直ぐにトンネル掘ってくれというような話がありました。確かに巴沢のところから東藻琴の西倉若しくは市街地に千草のところに向けて斜めにトンネルを掘ると、非常に確かに近くて冬の安全も確保されるのではないかと、そのように思いますけれども、そこまで壮大な計画というのはなかなか私などにはどこから手をつけていいのか分からないということで、難しいなと思っております。ただ、現在の開陽中央線、町からある一定の方向で現在の巴沢地区の一番高いところにまで向っています。平面で見ますと、直線ではないでしょうか、ほぼほぼそんなに大きく迂回をしてという道路にはなっていません。その巴沢のところからどのようなところで東藻琴側に降りていくかということでもあります。先ほど言った網走川湯線に抜ける道路、今現在使われている皆さんは日進稲富線を使われている方がほとんどではないかと思っておりますけれども、そのほかに西倉日進線でありますとか、千草日進線などがございます。その現況の道路のところの整備をある程度基本にしながら、その路線を継承するということであれば、西倉日進線については、さらに現在の日進稲富線よりも遠回りになると、一方で、千草日進線というのは中開陽の所までいかない中で、日進からそのまま千草の千草藻琴川あたりまで出るという路線でございますので、これが少しショートカットにはなるということではありますが、距離で見ると1キロほど短くなる程度だということでございます。そのようなことを考えますと、最短のルートで、さらにどういう路線がいいかと、今まで、十分検討はいたしておりませんが、現在の開陽中央線の整備、第2工区として巴沢の所までやる計画にしております。まずはなんとか、ここまで終わらせるということをお大前提としながら、それから先の路線については今後の議論によるのではないかなと、そのように思っております。ですので、そういった議論を今後町民の方々含めて深まるのであれば、検討する必要があるのではないかと、そのように思っておりますが、まずは、今のところの工事を進めて、一日でも早く、第2工区の分を終わらせると、その先の課題といたしまして、その路線の短絡化というものをご議論いただければありがたいかと、そのように考えているところでございます。

道路標識の関係でございますけれども、合併をして大空町になって地区間の移動が分かりづらいと、うちの家内も言っておりました。そんなことからいろいろなところの標識を換えさせていただきました。道道にありました開陽中央線に入る道、従来は日進方面と書かれておりましたけれども、それを例えば東藻琴というふうに書き換えたり、先ほど言った、日進稲富線から下がる場所も、そういった表示にした、さらには国道側の交差点の街灯を付けていただくことで視認性を高めるということで、国道334号線の開陽中央線に入るところに街灯を設置していただいたり、さらに開陽中央線から日進稲富線をおりてきたT字路のところ、東藻琴側から来ても、さらには、女満

別側から行っても、そういうような標識を付けさせていただきました。

ただ、担当といろいろ話をしていく中で、先ほど言った日進稲富線のT字路の所にも街灯も付いていなくて、夜など通ると真っすぐ行ってしまう恐れがあるというふうに担当も申ししておりました。そういうところでまだまだ改善する場所というのはあるのではないかと、そのように考えます。

一部町の道路管理でない部分でありますとか、さらにはそこに視認性を高めるための街灯などということであれば、北電柱が近くにあるかどうかということの関係者と少し協議をしなければならないところがありますが、もう一度そのところは点検をして充実をしてまいりたいと考えてございます。そんな中で、これからもご指導いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 2番、三條議員

◇三條議員 はい、2番。道路の課題は、そう簡単にはいかないだろうというふうに私も思いますし、今、町長から説明があったように短絡で結んだとしても、距離的にはいくらか縮まらないという説明がありましたが、漠然とです、ここ行ったらここ近くなり、道路に繋がるなというふうに地図を見ただけでそう思っちゃうんですね。だから、町ではこういう検討しているけれども、例えばこう繋いだとしても1キロメートルぐらいしか縮まらないとか、そういったことを住民の方に発信するのも大事ななと思います。可能性があるのになぜやらないのだろうと言うことになると思いますけれども、短絡に結んだとしても1キロメートル程度だったら、それなら我慢できるかなというふうにもなるのかなと言う気がします。

ただ、今開陽中央線の今後の方向、道路の線形を真直ぐにするとかいろいろなことが出てくるとは思います、そういうことを含めて、ぜひ両地区が行ったり来たりしやすくなるように、今後も努力していただければと思います。

私たちはたまにしか行かないからあまり感じないのですが、しょっちゅうこちらの方に行ったり来たりしている住民の方からすると、車で走りにしても冬はつらいし、緊急時にはどうするのだろうということになってくるのかなというふうに思います。急に病院に行きたくて走ってもぐるっと回っていくというのが現状でございますから、そういったこと認識していただきながら、今後の課題としてぜひ前向きに検討していただければと思います。

看板については、見ていただいたようですから、私も電気を引っ張って照明で照らすのがいいのか、今、ソーラーでもいいものがありますから、事故等起きる前にできるだけ早目に対応していただければありがたいなというふうに思います。以上、よろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長

◇町 長 先ほど行政報告でも申し上げましたけれども、今年の開陽中央線の

整備は町民の方から、今まで以上に進んでいるねと、逆に言えば今までがなかなか遅々として進まなかったねということではないかと思えますけれども、それも3カ年の国土強靱化計画の特別予算枠というのでしょうか、そういうものもあって、ああいったところも既存道路の予算も少し上乘せになってきているという傾向があるかと思えます。その要請活動も含めて、この秋、国に参ったり、さらには北海道や開発局にも要請をしてきたところでもあります。今後また5年間こういったものが続くということでもあります。今まで十分確保できていなかった分、何とか1日も早い整備を進めていく、そのことが町民の方々の合併をした大空町としての一体感に繋がるものだと、そのようにも思います。

一方で、道路ばかりではなくて、重要な課題は交通を確保するということで、ご自身で移動される方はもちろんでありますけれども、そういった交通の手段を持たない方も含めて、その道路を享受できるような、そういう仕組みというものも考えていかなければならないのではないかと考えております。

いずれにしても、一体感の醸成のためには交流が必要、交流のためには移動手段や道路の整備といったものも必要であるというところに鑑みながら、今後も努力をしてまいりたいと思えます。

また、標識などについては、さまざまな方法があるかと思えますので、どのような方法が1番安く、早く、皆さんにご支持をいただけるか検討して進めてみたいと思えます。ありがとうございました。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。2点目の質問を終えて、3点目の人口減と今後の成長戦略について再質問させていただきます。

人口減少の対策をいろいろなところで、いろいろな市町村でもどうするかというのが検討されているデータがあちこち示されています。たまたま私の手元に、ある大学が自治体アンケートを行った資料がありまして、主に自然現象に対する政策については、特にこういうことを挙げています。子育てや教育に伴う負担の軽減が一つ。保育施設、事業を充実させるが二つ目。育児休暇制度を改善普及させると三つの施策が上位を占めていました。大空町においては、当然取り組んでいる施策でございます。また、社会現象に対する政策では、地域産業を活性化し、就業機会を増やす。二つ目に、地域の医療介護サービスや福祉などのサービスを充実させる。三つ目に観光産業を振興し、交流人口を増やしていく。という三つが政策の重要な課題だということで、全国の市町村のアンケートでこういっています。

大空町においても、当然いろんな取組をされていると思いますが、残念ながら、ここでいっている社会現象に対する施策、なかなか難しいものだと思いますけれども、こう思うようにしていない部分もあるのかなっていうような気がします。例えば、観光産業を振興して交流人口を増やしていく。観光産業もなかなか一時誘致させていただいたことがあると思いますが、その辺のことも含めて、人口減少に対する施策をちゃんとしていかなければ、い

ろんなところで弊害が出てくるのかなというふうには思っています。

職員の皆さん知恵を絞っていただいて、いろんな戦略を練っていただいていると思いますが、住民の方に失望させることのないように、積極的な取り組みが必要と思っています。もう一度、この辺のことの考えを聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長

◇町 長 分析の結果をご紹介いただきましたが、私も全くそのとおりではないかと感じております。自然減、オホーツク管内でいいますと平成の4、5年ぐらいから以降、その自然減という形で出生者、お亡くなりになる方の差がプラスではなくマイナスになってきたという状況でございまして、私ども町でも平成の一桁台ぐらいからそういう状況が見て取れるようになったと思ってございます。その中で、今までは、子育てや教育、そういったものの負担軽減を行って子育てのしやすい町だという話で進めてまいりました。さらに、先ほど出た一般質問でもありましたような不妊治療や不育の話でしたけれども、不妊治療などにも取り組んできております。さらにその出会いの場ということで、異業種交流でありますとか、農業者の方々を中心とした担い手育成センター、ここは配偶者対策といひましようか、結婚対策も行っているところでありますので、これは議員からの一般質問だったかと思いますが、町が先頭に立ってということで、私が今、会長という形で進めさせていただくということで取り組んできております。そういったところも、大切だというふうに思いますし、一方で先ほど言いました社会増を増やしていくための産業、医療、観光というようなところも必要と思っています。

長らく子育てや、教育そういったところの充実の方ばかりに、その人口減を一生懸命、そのことによってさらに社会増も引き込みたいという思いがありましたけれども、一方で住むところ、それから職業をしっかりと紹介するということがなくはないと思ひまして、移住・定住支援室というものを創設して、ワンストップで相談に応じるという形をとらせていただきました。といいますのも、現在町外から大空町に通勤されている方のほうが、その逆よりも圧倒的に多いということでありますので、言い方を変えれば、町内にある程度の仕事はあると。だけでもここに住んでいただけない。その方々にどのように住んでいただくかという努力、これをさらに進めていかなければならないと思ひておりますし、もっと言えば遠くからIターン、Uターン、Jターンそういった形で、今のネットの時代そういう情報を見ながらテレワークやワーケーションなども含めて、移住をしてみようかということの考え方を多少なりお持ちの方々の後押しをする、そういうことも必要だというふうに思ひております。

何か一つだけを一生懸命やればよいということではなくて、それぞれすべてを全力で取り組んでいかなければ、人口減に歯止めがかからないものと思ひてございます。今の議論をしていく中で、子育て支援のところも、今は教育委員会や福祉課がいろいろなところで行っておりますけれども、ここも一元

化したほうが町民の方、また、移住を考えて来られる方々には分かりやすいのではないかという議論もありまして、検討をしているところでございますが、そういった中で、何とかこの人口減というところに挑んでまいりたいと、そのように考えてございます。今後も、ぜひいろいろなご発案をいただければありがたいと思います。

◇議 長 1 項目目まだありますか。三條議員。

◇三條議員 ありません。

◇議 長 三條幸夫議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時とします。

(休憩 午前 11 時 58 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 5、三條幸夫議員の一般質問を続けます。

◇三條議員 はい、2 番。それでは、1 項目目の合併後の現状と課題等については、質問を終わります。

2 項目目の新型コロナウイルス禍における弱者対策について、再質問させていただきます。実態を把握するのは難しいと私も思っております。なかなか見えてこない部分が沢山あるのかなというふうに思いますが、国と町含めて、いろんな対策が講じられていることは承知しているところです。

働く高齢者、障がい者、母子家庭等収入が大幅に減少したり、職場を解雇されたり、窮地に追い込まれている人がどれぐらいいるのだろうかということで、危惧している 1 人でもございます。最近新聞等で報道されていますが、コロナの影響で自ら命を絶つ人の数がどんどん増えてきている旨伝えられています。町でできることはまだあるのではないかと。そう思えてなりません。大空町では高齢者、障がい者の雇用の方は限られています。一時的な助成だけでは解決できないというふうに思っております。近隣では、失業者対策事業として働く場所を提供したり、町独自でひとり親家庭に弁当を提供したり、児童手当に上乗せをしたり、残念ながら大空町にはありませんが、子ども食堂などを設けたり、子どもだけの生活困窮者、または一般の生活困窮者の家庭に料理の素材等含めて宅食事業をやったりと、身近でいろんな事業を展開していることをよく目にしているところです。

子ども宅食とか、生活困窮者への宅食事業については、以前にも質問させていただいた事がありますが、国、道、町のいろいろな制度の狭間、手の届かないところがあると思います。その辺の手だてについて、ぜひ知恵を絞っていただいて、政策にどう反映すべきか、考えを再度お答えいただければと

思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 休憩中に答弁が長いというご指摘をいただきました。要点を捉えていない、そういう答弁になっていたのではないかと反省しておりますので、心して答弁をしてまいりたいと、そのように思います。

どのように、その生活を困窮されている方を把握すべきなのかというところが一番難しいと、そのように思っております。今、私どもは収入という形では把握することはできても、その資産という部分で、どの程度お持ちで生活が成り立っているのかというところを知るすべがないというところが1番でございます。

ただ、そうやって、そこのところを臆して、臆病になってしまっていると、さまざまな対策が講じられなくなって公平感ばかりが先に立ち、結果として本当に困られている方に手が差し伸べられないということがあるやに思います。そういうことの意識を持って施策を考えてみたいと、そのように思います。今考えておりますのは、本当に困窮されている方は、すでに先ほど答弁で担当が申し上げた社会福祉協議会などの資金なども借り入れられていることと思いますが、それは借り入れであって返済もなかなか大変なことだろうというふうに思います。そういったところの支援なども検討の余地があるのではないかと、そのように考えてございます。

今、具体的にこういったところまでと踏み込んだ内容は申し上げられませんが、ご指摘の点を十分踏まえながら、今後の政策に反映させてまいりたい、そのように思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。時間がなくなってきましたので、2項目目の質問は終わりたいと思いますが、ぜひ、制度の狭間にある、見えていない部分にどうやってスポットを当てて取り組んでいくかということは非常に大事なかなと思いますので、町民の皆さんが本当にここで幸せに一生元気に過ごしていけるような仕組みを作っていただければと思います。

続いて、3項目目の一般廃棄物処分場の運営管理状況について再質問させていただきます。

旧最終処分場の破砕施設と水処理施設は建設場所にもよりますが新しい施設で、その部分を利用することができるかどうかの確認はできないのか。施設を建てるたびに水処理施設だとか破砕施設も同じように整備をするというようなことでなくて、既存のそういった施設を新しく建てる時に施設を再利用できないのかどうか、そこを聞かせたいと思います。

今、災害廃棄物の処理計画等も検討されているようですが、先ほど町長から答弁があったように、あと数年、5、6年かなというお話がございました。当然、広域での処理も検討するというところで生ごみ、燃えるごみ等について

は、広域での利用も可能なのかなと思いますけれども、埋め立ての部分についてはなかなか、そうはならないのだろうなと思います。

近隣の市町村では、広域という前に既に着工しているところもございますし、完成間近なところもすでに2、3年前にはもう完成しているごみ埋め立て処分場もございます。そこに入り込んで云々ということにはならないと思いますので、町独自で埋め立て処分場について当然検討していかなければいけないと思いますが、用地の選定、それから環境アセスなど、いろんなことを考えると5、6年はあつという間になってしまうのかなという気がしています。当然その周辺の住民の方の同意等を含めて考えると、広域云々のことは、早く結論を出して、着工に向けて準備をされた方がよいのかなと思っています。

ここ1、2年に、方向性を決める、そういう時期に来ているのかなと思いますので、再度答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 コロナ対策につきましては、なかなか今までの施策で救い切れていない方々がいらっしゃる。そのところは、これからも関係者の皆さんのお力もいただきながら把握に努めて対処してまいりたいと思います。

ごみ処理の関係でございます。水処理施設、それぞれの廃棄物最終処分場のところに水処理施設をつくと、旧来の先ほど言った、旧処分場についても、まだ水処理を行っている部分がございますが、それを近くにある今の大空町の最終処分場と一本化というところを考えますと、今の処分場の能力では、そのところは賄い切れないという状況になっています。建設場所のことも当然あって、移動距離のこともあるのではないかと思います。今後、町として設置をするということになれば、そういった一体的な活用ということも念頭に入れて、まずコンサル、その設計をしていかなければならないものと考えます。今時点では閉鎖していない部分と共用している部分、一緒にはなり得ない。数量的なものでなり得ないということでご理解をいただきたいと思います。

私が考えております広域でございますけれども、もともと斜網ブロックのごみ処理広域化協議会という既存の組織がございます。これは大空町のほか、網走市、斜里町、清里町、小清水町、美幌町、津別町、この斜網ブロックの町で構成されております。その中で、北見市を中心とする定住自立圏の中に、津別町と美幌町がありますので、そういった中で、先ほど申し上げた津別町などは、北見市の埋め立て処分場を活用させていただきながらということで、さらには焼却ごみもそちら側に持っていくという話になっておりますし、美幌町などは従来から独自にごみ処理を進めてきた経過がありまして、特有の財源をお持ちでございますので、その中での整備ということも念頭に考えられているようであります。

そうなりますと必然的に残った五つの市町を中心にしながら、広域の協議というものを進めていかなければならないと思いますが、議員ご指摘のよう

に、最終処分場につきましては、中間の焼却処理などをしたとしてもその焼却灰などを埋め立てる場所というのは必要になってくるものと思います。そういった意味で、それぞれの町、地域において、規模は別にしても最終処分場は必要であると。

今、私が考えておりますのは、私どものところで焼却処理施設をできるだけ拡充をしながら、引き受けながら、私どもの町で出るその埋め立て処分に回さなければならない廃棄物については、一時的に他の町でお願いをする、若しくは今の町にある最終処分場は焼却を前提としながら量をさらに減らし、さらに延命化して使うというような方向なども考えていかなければならないのではないか、そういったそれぞれの施設、各市町村にある施設の相互利用も考えながら、議論を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

ただ、その議論も今年度から途に就いたばかりでありますので、まだ十分な協議には至っておりません。今月も担当者が集まって協議をすることになっておりますが、その中で、だんだんと習熟された方向性が出てくると思います。議会へも逐一お諮りをしながら進めてまいりたいと思いますので、今後ご指導いただきますようお願いを申し上げますと存じます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。今のお話で中身は分かりました。ただ、他の町が違う方向を向いて結論を出していった時に大空町だけが残ってしまい、さあどっちと手を繋いでやるんだということにならないように。

最近の新聞報道を見ていると、隣の網走市あたりはせっかく造った埋立処分場がいろんなごみ、生ごみが混ざりすぎてすぐ埋まってしまったと。新たに造らなければならないという報道もございます。他の町村の物を受け入れる時に、大空町はきちんとしたリサイクル、分別がなされていますが、なかなかそうはいっていないところのごみを一緒に燃やすごみのところに持ってきたときに、破碎施設よりも焼却施設が短命になっていくのではないかと危惧をしたりしているのですが、その辺のことの心配はないのかどうかを含めて、広域でやるということは大事なことだと思いますので、懸念材料だけきちんと払拭をしながら進めてほしいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 網走市の新聞報道など、私も承知しております。その中でも、燃やせるごみの一部広域化を検討しているやの報道もあったかと思います。それは私どものことを指しているのだというふうに思っております。この話は私から網走市の市長、副市長に申し上げながら事務段階の協議をさせていただくに至っております。そのことを聞くに及びながら、小清水町の町長からも、その協議の中に加えてほしいと。さらに状況聞きますと斜里町、清里町においてもそれぞれの課題がある中で、先ほど言った既存組織の中での議論が必要だということに認識立っております。そんな中で、この地域挙げて、こ

のことについて、それぞれ議論をしながら進めてまいりたいと思います。

また、来年度、網走市の焼却ごみのことについても、確かにご心配の向きはあるのかと思います。まずは試験的にどの程度の量がとか、どの程度の搬入であれば私どもの現施設で可能なのかというところも検証しながら進めるべきだというふうにも思っておりますので、そのことについても担当者間で協議をさせていただいているという状況でございます。そのところはっきりしないまま、闇雲に進めるということではないということについてご了解をいただければと思います。

◇三條議員 はい、質問終わります。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。

次に、1番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、1番。令和2年第4回定例会、通告に従い一般質問を始めます。

移住・定住についてであります。大空町では移住・定住に関する情報発信や移住希望者からの仕事、住居の相談、支援等を総合的に推進する移住・定住支援室を令和2年4月に新設しました。一方で設置後、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、働き方を見直す動きが出ており、テレワークやワーケーションなどの注目が高まっています。

質問の1点目といたしまして、移住・定住支援室の設置の目的と現在までの取り組み状況について伺いたいと思います。

2点目として、テレワーク、ワーケーションの考え方について伺いたいと思います。

3点目として、移住・定住促進にかかわる各種支援制度のこれまでの実績や成果及び今後の方針について伺いたいと思います。

以上、3点について町長より伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 移住・定住についてご答弁を申し上げます。本町においても、人口減少に歯止めがかからない状況でございます。要因は、出生と亡くなられる方のアンバランスと、さらに社会的な要因であります転出超過が挙げられます。

地域の中で働き手が少なく人手が足りない、そういう声がたくさん寄せられております。従来、役場の中のそれぞれの部署で対応を進めてまいりましたが、ワンストップで対処できる部署が必要であると考えまして、移住・定住支援室を設置することといたしました。現在、正職員2名、会計年度任用職員4名を配置し4月から業務を進めております。

移住・定住の住宅の相談、大空町の魅力の発信、移住・定住就業の相談、無料職業紹介所の運営、地域産業の人材育成などに関する業務を行っており

ます。具体的な事業でいいますと、移住・定住サイトオオゾライフやSNSでの情報発信、お試し暮らしの受け入れ、空き家登録、住み替え事業などでございます。現在までの取り組みについて担当者から後ほど説明をさせたいと、そのように思います。

また、ワーケーションやテレワークの促進というものは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新しい働き方と認知されているものと考えております。先日の報道でも東京の人口が8月以降4カ月連続で減少になったとありました。新しい生活様式、新しい働き方、これに対応するため都市部から人の移動が見込まれる状況下において、町としてもニーズの高まりを感じております。

アフターコロナに向けて検討を進めていくことが必要と考えておりますけれども、ただ闇雲にその環境整備を進めていくだけでは企業とのマッチングが上手くいくわけではないと、そのように思っております。そうであれば片手落ちになってしまいますので、現在さまざまな形でお付き合いのある企業でありますとか、誘致させていただいた企業の方々と連携をするというベースを大切にしながら模索をしていきたい、検討を進めてまいりたいと思っております。

そんな中で需要と供給のマッチングを上手に、そしてコロナ収束後、出遅れることがないように進めてまいりたい、そのように思っております。

人口減少に歯止めをかけるため総合戦略がございますが、その総合戦略では2040年に6,000人の人口規模を確保することを目標としております。これまで、移住定住の促進にかかわる制度といたしまして、住宅用地の分譲、さらに町の分譲地に住宅を新築した子育て世代に対する補助、空き家登録を利用した住み替え助成、転入者が民間賃貸住宅に入居した際の家賃助成、民間賃貸住宅の改修助成、住宅リフォーム費用の助成などにより、移住者の受け入れと定住の促進を図ってまいりました。これらは主に第1期目の総合戦略に掲げたものでございますが、その実績と成果についても後ほど担当から説明をさせたいと思っております。

ただ、1期目のこのような施策でございますが、見直しも必要として、中にはすでに取り止めたものもございます。ただ、現在2期目の総合戦略を進めていく中で、現在の議論といたしましては、住宅の支援、これは持ち家と借家、両方の支援施策が必要ではないか、さらに移住された後の生活支援、相談業務を通じて移住者の交通に対する支援、また、冬季対策に対する支援、そういうものが寄せられておりますので、そここのところの支援も必要と、さらには雇用の場を提供する、一時的なものだけではなくて、それを定着させていくための支援、そういったものが必要ではないかという段に入っております。先ほど言いました前段の施策の評価、反省を踏まえながら分析を加えて、現在検討しているところでございます。ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 秋葉移住・定住支援室長。

◇移住・定住支援室長 私からは、4月以降の現在までの取り組みについて、

それと各種支援制度の実績等についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、現在までの取り組みについてでございますが、移住相談につきましては、直接電話等による移住相談のほか、オンラインによる移住相談も行っております。今年度4月以降、相談件数は23件ございまして、主な内容といたしましては住宅に関すること、移住支援に関すること、就業に関すること、そのほかにも移住後の生活に関する問い合わせなどもありまして、移住に対しての関心の高さを感じてございます。また、移住相談の結果、道外から女満別地区の町営住宅に住まわれた方が1名いらっしゃいます。

移住・定住サイトオオゾライフやSNSでの情報発信についてでございますが、内容といたしましては無料職業紹介所での求人情報、仕事や子育て、住まいなどの支援メニューの紹介、地域おこし協力隊の目線での町の紹介や動画の配信などをしてございます。11月末までで約2万2,000件以上の閲覧回数となっており、求人情報と住まいや移住までのステップを紹介する移住支援メニュー、地域おこし協力隊が発信している町の紹介などの閲覧数が高い傾向となっております。大空町の公式ホームページやフェイスブックなどのSNSとの連携をし、広く大空町をPRし、定期的に内容更新をし、情報発信をしていくとともに、閲覧されている方が分かりやすいように構成や内容について、随時改善していきたいと考えてございます。

次に、お試し暮らしについてでございますが、今年度については、コロナウイルス感染により受け入れを中止してございますが、当初は7名の方の予約が入ってございました。平成21年度から令和元年度まで、累計71名の方をお試し暮らしで受け入れておりますが、お試し暮らしから移住に繋がった方は、残念ながら今のところをゼロ件ということでございます。今後、移住に繋がるように制度内容の改善をしていきたいと考えてございます。

続きまして、空き家登録及び住み替え促進についてでございます。今年度の新規登録として売家が11件、借家が3件となっております。住み替えといたしましては、一戸建ての売買によるものが6件、そのうち増改築を行ったものが4件、事業所の売買が1件、借家としての利用が2件となっております。当支援室が設置されたことに伴いまして、積極的に空き家の発掘や空き家登録の推奨を図り、従前に無い数の住み替えが促進されております。今後も定期的に現地調査、情報収集を行いながら、空き家の情報把握に努めてまいりたいと存じます。

次に、無料職業紹介所についてでございます。当支援室職員による企業・団体の訪問により求人情報の掘り起こし、定期的に求人情報を確認しながら、求人情報の内容が常に最新であるように把握に努めてございます。求人件数は、16件の企業・団体から32件の求人票を受理しておりまして、求人数は53名ということでございます。町広報おおぞらにQRコードの掲載、オオゾライフ等でも求人情報を直接見られるようにし、最新の情報をそれぞれ得られるようにしておりますが、直接移住・定住支援室まで来られ、求人内容を閲覧された方は2名となっております。しかしながら、企業とのマッチングというものについては、今までの段階ではゼロ件ということでござい

ます。今後はさまざまな媒体を使いながら、幅広い年代の目につき活用していただけるような事業として改善を図ってまいりたいと考えてございます。

昨年まで、大空町地域雇用創出協議会の事業で女満別地区の農家に学生アルバイトの紹介を行ってまいりましたが、対象地区を大空町全域ということで、この無料職業紹介所の取り組みとして行っております。春先の農繁期は、新型コロナウイルス感染症の影響により紹介することができませんでした。収穫期においては、JAめまんべつ、JAオホーツク網走の協力を得ながら農家各戸に周知し、利用農家戸数が21戸から42件の求人票を受理しております。求人延べ人数が736名、アルバイトの紹介は653名となっております。紹介率は88.7%となっております。現在、制度を利用いただいた、農業者、アルバイトを行った方へアンケート調査を実施しております。求人者や求職者の意見を参考に今後の課題と改善の把握に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、各種支援制度の実績成果についてでございます。住宅用地の分譲につきましては、平成16年からやっております、合計で47区画を分譲しております。そのうちすでに42区画については売買されております。うち40戸が建築され、今年度中に2戸も建築予定となっております。また、先日売り出したものを含めまして5区画残っておりますが、4区画については売買契約が締結されております、分譲地は1区画のみとなっております。

子育て世帯に対する補助についてでございますが、平成27年度制度開始以来34件の申請がありまして、そのうち8件の方が町外で勤務されている方となっております。

続きまして、住み替え助成についてでございます。平成20年度制度開始以来111件の登録がありました。売家が94件、借家が17件、そのうち今年度の新規登録の売家が11件、借家が3件となっております。

売家の住み替えの実績ですが、94件のうち情報利用登録による住み替えが64件、住宅の老朽や取り壊し、住み替え助成を利用しないで個人間での住み替えによる取下げ17件、現在募集中が13件となっております。また、借家としての利用ですが、17件のうち利用登録により住み替えが9件、借家の老朽化取り壊し、助成を利用しないで個人間による住み替えによる取下げが6件ありまして、現在2件、住み替え、賃貸の募集をしております。

また、民間賃貸住宅の家賃助成につきましては、本年3月31日をもちまして制度を終了しております。28年度から58件の申請がありまして、そのうち10件の方が町外で勤務されていることとなっております。

また、民間賃貸住宅の改修助成につきましては、これも本年3月31日をもって終了となりました。28年度から今年3月31日までで7件の改修実績があり、戸建の賃貸住宅の改修が5件、集合住宅の改修が2件となっております。

以上、実績について説明を終了いたします。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。1 点目の移住・定住支援室の設置の目的と現在まで取り組み状況についてですが、今のお話ですと、現在までの移住相談の件数は23件、オオゾライフやSNSの情報発信については、アクセス数が11月まで2万2,000件以上の閲覧回数となっているということで、確かに移住に対しての関心の高さを感じますし、空き家登録数も増加、住み替え促進については、一戸建ての売買によるものが6件、事業所の売買が1件、借家としての利用が2件ということで、移住希望者からの相談や問い合わせなどの受け入れ業務がワンストップで総合的に支援している効果があらわれてきていると感じますので、今後も丁寧に対応していただければと思います。

2 点目のテレワーク、ワーケーションについての考え方についてですが、リモートワークとワーケーションですが、企業側の視点で見ると5つのモデルが考えられるそうです。地域課題の解決を企業の新事業にするローカルイノベーション型、社員の健康増進を図るリフレッシュ型、社員の能力向上を目的とする武者修行型、故郷での子育てや介護を可能にする育児介護型、中高年の社員が能力や経験を活かすセカンドキャリア型があり、どのモデルであれ定住者一人の消費額は、インバウンド10人分と言われておりますので、町にとっては消費拡大の利点があると思われます。今後もアフターコロナの動静、動向を注視していただきまして、前向きに進めていただきたいと思います。

移住・定住促進にかかわる3点目の移住・定住促進にかかわる各種支援制度のこれまでの実績や成果及び今後の方針についてですが、移住・定住促進にかかわる各種支援制度の実績や成果及び今後の方針についてお聞きしました。

住宅用地の分譲については、ほぼ完売予定。空き家バンクを利用した住み替え助成においても一定の成果が出ているということで、今後も先を見据えた定住促進支援を行っていただきたいと思いますけれども、別の視点で移住に伴い、町営住宅を希望される方もいると思われますが、町営住宅の種別の入居について再質問を伺いたしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町営住宅の状況については後ほど担当から説明をさせたいと思います。移住・定住支援室でございますけれども、従来、いろいろな課で対応していた仕事をまとめて専門的にといてまいりましょうか、ワンストップでできるようにしたということで、成果が少しずつではありますが上がってきているかと思います。ただ、職業紹介のところなどについては、まだまだ課題も多く、改善していかなければならない点があるかと思ってございます。

また、テレワークやワーケーションの関係でありますけれども、従来からこういった言い方、仕事の仕方というものはある程度言われておりましたが、今回のコロナの全国的な流行の中で、さらに、ここに拍車が掛ったもの

と思っております。ただ、地方で仕事をするということだけでは多分全部が解決しないのではないかと、いろんな企業の方とお話をしておりますと時には例えば本社のある東京に出向かなければならない。そういう場面もあるというふうに感じているようでございます。通常地方で仕事をしながら、出張のような感覚で、昔は本社から地方に行ったものが、逆に地方で仕事をしながらある時本社に出向いて、打ち合わせをする。そういうことを考えたときに、地方ではあっても、ある程度中央と結ばれている場所というものが有利な点ではないか、そういうことを考えますと、空港があり、その路線が開設されている私どもの地域、そこは頑張らなければならないと改めて感じているところでございます。そういったことも踏まえながら、先ほど言いました、現在お付き合いのある企業の方々、さらに誘致をしている企業の方々、そういった会社の方々がどのように考えているか、十分そういうところとの意見交換を通じてこの制度をものにしていきたい、そのように考えます。

また、住宅の宅地、持ち家ばかりではなくて、暫定的にも含め、また借家対応ということで、町営住宅を希望される方もいます。こちらのほうの空き家は非常に多くなってきておりますが、これは先ほど言った住宅団地を造成をし売買をした、販売をしたところとの整合性が問われているのではないかと考えております。従来特別公共賃貸住宅や町営住宅にお住まいの方が、そこを出られて、土地を買って、新しく一戸建てに住まわれている。それはそれでありがたいことなのですけれども、この持ち家とそれから借家、さらにその借家の中の民間住宅と町の住宅、この整合性を今後図っていかねばならないものと、そのように考えてございます。

また、先ほど言いましたように、町が造成をした宅地などについてはもう残り1戸ということになっておりますので、ここの将来をどのようにしていくか、町としてまた売り出すべきなのか、また、民間の方々にそのところお力添えをいただくのか、ここも検討材料になってこようと思っております。そういった面も含めながら、さらに移住・定住人口減の対策に歯止めがかけられるような、そういう施策に結びつけてまいりたいと存じます。

◇議 長 移住・定住支援室長。

◇移住・定住支援室長 私からは町営住宅の入居状況等についてのデータ的なことを説明させていただきたいと思っております。

町営住宅全体で558戸に対しまして、入居が457戸、政策空き家として政策的に空けている戸数42戸を差し引きまして、入居可能な空き家は59戸でございます。入居率は88.57%となっております。

一般住宅、特別公共賃貸住宅、単身者住宅、それぞれに空き家がございますが、地区別な部分で申しますと、特別公共賃貸住宅、一定年度の年収のある方が入居する住宅でございますが、総戸数42戸のうち入居が36戸、入居可能な空き家が6戸ということですが、女満別地区については6戸、東藻琴地区についてはゼロということで、そのようなことも含めて、85.71%の入居率となっております。以上でございます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。大空町、まち、ひと、しごと、創生人口ビジョン・総合戦略でも触れられていますが、若い世代は賃貸住宅で暮らしている可能性が高く、すでに持ち家が、つまり移住が難しい人が多いと思われる30代後半から50歳代よりも転入の可能性が高いといわれております。

町といたしましても、民間アパートの家賃の助成、民間アパート等の改修助成を令和2年3月31日まで行っていただいた経緯がありますけれども、現場の声を聞きますと、築年数が経っている物件が多く魅力に乏しいため、結果的に近隣の町に顧客が流れて行くというお話をお聞きします。

町が移住希望者のさまざまなニーズに応えていくには限度があると思いますし、例えば民間賃貸住宅建築支援を行うなど、民間の活力を生かす施策なども検討していく、またさらに別な視点で考えますと、移住希望者のニーズに応えていくためには、政策空き家42戸を差し引き入居可能な空き家は59戸で、入居率は88.57%ということですので、町営住宅の用途変更などの検討も若い世代が移住定住しやすい環境整えていくためには必要だと思いますけれども、そのことについて何かお考えがあれば伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 移住を決断していただくのは、ご高齢の方もいらっしゃいますけれども、やはり若い世代の方々に私どもアプローチしなければならないと思ってございます。持ち家を持ってしまったから、そこに定住をされる。だから移動はできないという方もいらっしゃいますし、最近では、お子様の教育の関係で、小学校に上がってしまって、子どもたちのコミュニティができ上がっている、それを壊したくないという方もいらっしゃいます。そのように考えますと、今議員が言われました30代後半ではなく、もう少し前の世代に対して色々な手当てを、アプローチを考えていかなければならないことかと思っております。そういう視点を持って取り組みたいと思います。

また、民間住宅の関係でありますけれども、従来、民間住宅のリフォームに対して、助成を行ってまいりました。先ほど実績について申し上げましたが、取りやめた理由といたしましては、居住される方々のニーズに合ったリフォームに中々なってこなかったというのが現状でございます。私どもとすれば、例えば居住環境を良くするのにサッシを二重窓にするとか、さらには壁紙や床材を防音効果のあるものに変えるとか、エアコンを設置するとかそういうリフォーム、イノベーションをしていただいて、新しく住んでいただくということを理想としておりましたけれども、取り組まれた方々の実績で見ますと、屋根の吹き替えであるとか壁の塗装の塗りかえだとか、その建物を維持していく、耐久化を進めるための改修というところがほとんどでございました。それでは、なかなか入居される方々の理想に合わないということで、いったん制度については取りやめたところでございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、新しく民間の方々がそういう賃貸住宅を造られるというところの発想というのは、まだまだ持ち得ていませんでしたので、今後検討してまいりたいと思います。

また、公営住宅については、先ほど申しましたとおり、ギャップが生じております。それは片方で私どもが宅地造成をしたということも一因に挙げられますけれども、その整合性をとる一つ的手段として公営住宅という法の適用を受けたところから外して、用途替えをして別な形で供給することによって利用が進むのではないかと、そういう視点、確かに大切だと思っております。そして、現在の政策空き家を進めているところも最終的にはそこに結びつきたいということで考えてきたところでございます。

職員が発案などからは、例えば用途を変えて、一時的に住むお試し移住の場所として供給できないかとか、さらには、今の町営住宅はペットを飼うことが禁止されておりますけれども、そういうものを飼えるような、町の独自の住宅として貸し出すことはできないか、そういった視点も大切にしながら、その活用を図り、さらにそのことによって、その戦略に掲げる人口減対策に繋げてまいりたいと思います。

今後もしそういうようなご発案がございましたら、ぜひまたご指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。今、町長より民間と町営住宅の整合性とか、いろいろお話聞きました。やはり、移住希望者のさまざまなニーズに応えていくのは大変な部分でありますけれども、せっかく若い人たちが住んでいただける入口となれるように柔軟に対応をしていただければと思います。

質問の最後になりますけれども、移住・定住には従業による流入超過を減らしていく近隣市町からの移住・定住、都市部や他県からの移住・定住、テレワーク、ワーケーションなどの関係人口の増加が見込める定住に準じたものが挙げられると思います。

現在、全国の自治体が移住・定住に取り組んでいることを考えますと、今後、より特色のある情報発信や町のブランド化が重要になると思われます。

例えば、平成 21 年度から令和元年度まで累計 71 名の方を受入れしているお試し暮らしから移住になかなか繋がらないのであれば、例えばですが、お試し暮らしの目的を移住のみにするのではなく、大空探検隊の隊員として、町の農業、漁業、林業、加工施設等の移住体験生活の発信をしてもらう募集は、例えば、起業サークルで実績のある大学であるとか、映像関係のある学部のある大学にバナー広告を打って、現在頑張っている地域の地域おこし協力隊の皆さんには、行政と情報発信についてのあり方の橋渡し役を担ってもらうなど、今までのもっとも大きな魅力があるので来てくださいます。ではなくて、都会の方から見た、町民からふだん見過ごされがちな大空町の発掘や、現在テレビ番組でも幾つか放送されている里山生活のような、都会では味わうことできない日々の小さな幸せなど、ストーリー性を持った発信とし、視聴者も

気になる、楽しめる情報発信があっても良いと思います。

また、情報発信の別な方法といたしまして、人口が増加し、平均年齢が下がっている全国的にも珍しい市である姉妹都市の稲城市にバナー広告をお願いすることも方法の一つだと思われます。稲城市はベッドタウンですので、都心部に通勤通学されている方が多数いらっしゃいます。そういうところでも大空町の発信が望められると思いますので、そんなことがあっても良いのかなと思ったりもします。

総合戦略で示されているように、先ほど町長もおっしゃっていましたが、町は2040年、令和22年において約6,000人の人口規模を目標とし、国立社会保障人口問題研究所の推計が約5,200人と試算されていることから約800人の人口増加を目指しています。

今後の少子化、人口減少対策に若者定住促進を重点施策に据え、子育て支援と併せて、大空町の持続的発展のため、町、そして移住・定住支援室の活躍を期待することを申し上げさせてもらいまして、私の一般質問を終了したいと思います。終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 いろいろなご示唆をいただきましてありがとうございます。

お試し移住の71人、移住に結びついていないと。従来は、そこに来られた方々、移住を目的としているというよりは、北海道の観光をするための拠点としてその施設を使われる、それをお試し暮らしと称して利用されていたというところが、私どもの思ったところとのミスマッチでなかったかなと、そのようにとらえております。そういったものの改善を図ってまいりたいと思います。

また、柔軟な発想で、その里山生活を提案するだとか、さらにはその情報発信の大切さ、そこも今、何種類かご指摘をいただきました。今回、地域おこし協力隊2名を配置して情報発信をさせていただきました。専門的にやったださっていることももちろんありますが、やはり若い世代の方々が柔軟に、また、非常に迅速果敢に色々なものを発信してくださっているということが、先ほど言ったような閲覧にも繋がっているのではないかなと思います。従来職員ではできなかったことだというふうに思います。

さらに、稲城市との協力関係でありますとかいろんなことのご発案もいただきました。そういったことも十分活用をさせていただきながら、対応してまいりたいと思います。

1番は地域の中の人口減に歯止めをかけ、いろいろなところから大空町を選択していただくためのそれぞれの手段ということになるかと思いますので、ご指摘の分、十分勘案しながら、今後とも取り組んでまいりたいと思います。今後ともご指導いただきますようお願いをいたします。

◇後藤議員 質問終わります。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午後1時51分)

(再開 午後2時01分)

◇議 長 休憩前に引き続き議会を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。次に、8番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 はい、8番。令和2年第4回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

大項目として1点目、新型コロナウイルス感染症への対応と支援についてです。全国各地で猛威を振るっている新型ウイルスの影響を受け、道内においても、札幌市を初め、旭川市、離島などでクラスターが発生し、経路不明の感染者や重傷者が急増するなど、道内各地に大きな被害を及ぼしています。2月から3月の第1波、4月から5月の第2波、そして11月からの第3波では、警戒ステージ3に引き上げられ、道内感染者数が1万人を突破するなど、いまだに収束の見通しが立たず、油断を許さない状況が続いております。新型コロナウイルスは誰もが、いつどこで感染するか分からない状況の中で、医療・介護の最前線で奮闘されている職員の皆さんに、心から敬意を表したいと思います。本町においても、福祉、住民課での町民への啓発や注意、産業課での商工業等へのさまざまな支援対策、総務課での新型コロナウイルス交付金の取りまとめ、また教育委員会では、児童生徒など学校安全対策を行っていただいているところではありますが、今後の対応と支援について伺います。

小項目として2点。(1)町内の医療介護施設の状況と支援について。

医療現場の人的確保、防護服、医療用のマスク等は十分確保されているのか。また、町として今後何らかの支援策は考えられているのか。

(2)町民の自己負担でありますPCR検査費用の助成について。自分自身は無症状で周囲に感染者や濃厚接触者が出て心配で検査を希望している方、あるいは帰省の際に周囲に心配をかけないように検査を受けたい方など、自己負担によるPCR検査費用について、その費用の一部を助成する検討はできないのか。

大項目として2点目、しごとコンビニ事業による雇用対策についてです。

少子高齢化の人口減少、働き手不足、さまざまな地域課題を抱えていますが、自分の都合の良い短い時間だけ、ちょっと働きたい町民の方と忙しい時期だけちょっと手伝ってほしい事業所を繋ぐしごとコンビニを導入している東川町の取り組みが、以前NHKの放送で特集されておりました。子育て中の母親や自分の得意分野を生かした方、まだまだ元気で誰かの役に立ちたい方、高齢の方など、町民の会員登録は東川で160名に上っているとのことでした。今まで何らかの制限があって、働きたいけど働けなかった方、地域で生

き生きと活躍されているとともに、事業者にとっても忙しい時間帯だけお手伝いをお願いすることができるため、相互にメリットがあるのではないかと思います。

今年度から移住・定住支援室が設置され、コロナ禍の中でいろいろな取り組みがされている中、職業また職場の紹介制度があります。現在の状況で課題について、高齢者就労センターを含め、町民の雇用対策と新しい地域社会づくりのしごとコンビニについて、どのように考えるのか伺いたい。

小項目として、（１）職業、職場紹介制度の現状と課題。（２）しごとコンビニの検討について。

以上、町長に答弁お願いし、１回目の質問をさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員の一般質問に答弁を申し上げたいと存じます。

１点目でございます。本町の医療介護施設において、現在、幸いなことに新型コロナウイルスの感染は確認されておられません。各事業所では、独自にそれぞれのルールや基準を定め、感染対策に努められているからだ、そのように受けとめております。

町の支援として、衛生費の購入費を支援する補助制度を創設いたしました。これによりまして、マスクでありますとか、防護服、フェイスシールド、そういったものを購入されて、常備されているものと思っております。そのほかに、医療機関の受診控えが長期化しておりまして、経営に深刻な影響を及ぼしている状況から基幹病院に対する診療継続支援の補助制度も追加で新設をしたところでございます。

今後の支援でございますけれども、その感染の状況、まん延の状況、そういったものに応じまして考えていくこととしておりますので、今現在はこの制度の中で、地域の医療・介護の皆さん方に頑張っていただければと思っております。

また、北海道では医療従事者等の派遣事業というものがございまして、感染確認がされ、集団感染などが発生したというような場合には、専門家を現地に派遣して指導や助言等技術的な支援を行う事業や介護職員の応援派遣事業などを持っております。こういったところを場合によっては活用させていただくということになるかと思っております。

しかし、もともとその従事者不足というものが言われておりまして、その現状からも、そういった制度がありながらも、上手に円滑に運用されていくかという不安材料もございます。これは、この数日間の北海道の中での状況見てとっても分かるかと思っております。もし町内で集団感染というものに繋がるような兆候があれば対応の遅れというものが命取りになりますので、そうならないように、まずは北海道、関係機関としっかりと連携をする必要があると、そのように考えてございます。町のできることであれば、施設の消毒でありますとか物品の搬入、さらにはいろいろな支援制度を緊急に創設するというようなことが考えられるかと思っております。町の職員が対応できるようなも

のであれば、人的な支援というものもできる限り協力をしてまいりたいと思います。

P C R検査でございますが、行政検査と自費検査の2種類がございます。行政検査は感染症が疑われる患者様や濃厚接触者に実施される検査で自己負担はございません。一方で自費検査は、仕事で渡航する際に陰性の証明が必要であるというような場合において、民間病院などで行われている検査でございます。こちらは保険適用も公費負担もありませんので、数万円といわれている費用は、自己負担、若しくは雇用先が負担をするということで現在実施されております。保健所に確認をいたしましたところ、管内において自費検査が実施されている病院は把握できておりません。そのためすべてが行政検査であると、そのように受けとめております。

道内でP C R検査の助成を行っている自治体は確認できませんでしたが、全国的にはあるようでございます。この自費検査というものが、一般に広く実施されるということになってくれば、我が町でもその助成措置というのは当然のことながら考えていくべきだと思いますので、そういう対応をとってまいりたいと思っております。

次に、しごとコンビニ事業の関係でございます。前段の答弁と重なるところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

本年の4月から移住・定住支援室の分掌の一つとして、無料職業紹介所というものを開始しております。働きたい方と働き手を求める事業者、これをマッチングさせるという仕事でございますけれども、人材確保を目的として、職員が自ら各企業や団体を訪問し収集した情報とハローワークの情報、これを移住定住版のホームページであります「オオゾライフ」に掲載をいたしまして、情報発信をして結びつけるということでございます。具体的な数字、重なるかもしれませんが、後ほど担当から説明をさせたいと思いますが、なかなか簡単にマッチングができているという状況にはまだ至っておりません。さらに、農業アルバイトの紹介事業も支援室の事業として取り組んでいるところでございます。これらについても、また後ほど説明をしたいと思います。

課題でございますが、先ほどのマッチング、求人の件数はそこそこいいでしょうか、あるのですが、求職の相談、個別の個人からいただく相談というものが極めて少なくなっておりまして、その求職者、職を求める方に対して、町がこのようなことをやっています、ここにこういう情報がありますということをお知らせするということが課題であると捉えております。そのためその方だけではなくてご家族の方も含めて、いろいろな世代の方の目につく方法というものを考えていかなければならないということで、広報紙への定期的な掲載でありますとか、さらに若い世代の方々などを中心にSNSの活用というものも図ってまいらなければならないと思っております。

農業アルバイトの紹介についての課題でありますけれども、大学生の皆さん方を今年は確保するのが大変な1年だったと担当からは報告を受けております。これは新型コロナウイルスの関係でございます。また、学生さん方は、朝から晩まで終日働くことができないですとか、さらに網走にある大学から

大空町へ来る移動の手段を持たないというような課題がございました。現在の両方の方々、アルバイトをされた方、受け入れた方々などにアンケートをしております、求人側、求職者側双方の意見を参考にしながら、次年度へ改善して繋げてまいりたいと思っております。また、移動手段につきましては、両JAとも相談をさせていただいて、その方策を検討しているところでございます。

しごとコンビニ事業、議員が言われたような内容のもので、私も東川で取り組んでいるということで、その情報の中だけではありますけれども承知をしております。新しい就業形態であるというふうに受けとめておりまして、私自身も興味は持っているところでありますけれども、先ほど言ったとおり4月からスタートしてまだまだやろうと思っていた既存のところが十分機能していないところがございます。そんな中でこの仕事に興味を持ちながらも、第1段階、その次のステップとして、こういったものに取り組むことができればありがたいと思っております。それまでに情報収集などを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げたいと存じます。ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 秋葉移住・定住支援室長

◇移住・定住支援室長 具体的な実績等について、重複いたしますが私のほうから説明させていただきたいと思えます。

令和2年度の無料職業紹介所の状況でございますが、求人が企業・団体から16件、求人票の受理数が32件、求人延数が53名となっておりますが、マッチングに至った件数はございません。また、農業アルバイトの部分で申しますと、利用戸数が21件、求人票の受理数が42件、求人延べ人数が736人、紹介延べ人数653人ということで、紹介率が88.7%、紹介延べ日数が288日、紹介したアルバイト数は134名、そのうち学生が125名、一般が9名となっております。

次に、しごとコンビニの事業の内容について若干説明をさせていただきたいと思えます。2017年に岡山県奈義町が始めた事業をベースに本年の4月から上川管内の東川町で始められた事業であるようです。企業や個人でちょっとだけ手伝ってほしいという声と、町民のちょっとだけ働きたいという声を繋げる仕組みでございまして、企業に雇用されることなく、自分の都合や希望に合わせたことができる、先ほど町長が申し上げました新しい就労形態でございます。仕事例といたしましては、封筒入れ、封緘、袋詰め、梱包等の軽作業、またはパソコンを使った仕事、データ入力、データ整理など、またブログやSNSの更新、ホームページの更新などが想定されてございます。

奈義町、東川町両町とも、この事業の運営は町直轄ではなく、町から委託された団体が行っておりまして、企業や個人からの報酬のうちの2割を事務費として差し引き8割が働く人の報酬となっているようです。東川町に確認したところ、4月からの実績として、11月末ぐらいの実績で1人当たり、

4万円から6万円ぐらいの報酬額と、月ではなくてトータルということでお聞きしております。新聞報道、ニュース報道がされておりますが、実態としては、なかなかマッチングはしないということでした。

また、新しい就労形態であるため、働く環境整備や運営組織の設立などが必要となってくるということで、東川町の場合は、奈義町からアドバイス、コンサルティングを受けるために1,900万円ほどの費用がかかって、その9割が、ほとんど人件費ということでございましたが、そのような部分が必要となってくるということでございます。

先ほど町長が申し上げましたように、現在の無料職業紹介所を確立させた上で、次のステップとし検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。今は、コロナ、コロナで、どのテレビを見てもコロナで終わりますが、これからコロナ、まず1番先に何をすべきなのかというと、まず感染拡大の阻止が1番だと思います。その中で、国がGOTOキャンペーン、良かったのか悪かったのか、今になって今年末から正月過ぎ11日まで一時禁止ということになっておりますが、やっぱりGOTOキャンペーン自体もやるのが早過ぎたのかなという懸念はあります。

まず、その中で、今日の質問ですが、どうしても医療関係、介護関係、1番濃厚接触になる確率が高いです。意外と人的にも確保するのがなかなか大変な部署じゃないかと思っております。その中で、先ほど町長から現状は聞きました。今後の対策はまだ、これからですという答弁でありましたが、今後、もし大空町で増えてきた場合、どうしても介護施設とか、もしかしたら医療関係、その辺からまたスタートするのかもしれない。その中でその対応として、まず人的な確保は大丈夫なのかその辺もう一度よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 人的な確保は先ほど言いました北海道の協力を得るということが必要になります。さらに、町の職員で対応できるところについては行う。その他にそれぞれ町内にある他施設、病院は母体が一つでございますので、その中のやりくりというのは限られておろうかと思えますけれども、介護施設などについては複数ございますので、そういったところの協力体制を構築するということも必要になってくるのではないかと、そういった意味で、町の役割というものはあるのではないかと考えております。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。医療介護施設については十分検討よろしく願いし

たいと思います。

(2) ですが、町民のPCR自費検査についてです。先ほど町長の答弁の中にもありましたが、いま道内では、検査をやっている機関はないということだったんですが、最近ではキットが販売されています。唾液検査で検査は自分でして、後は専門機関に送るようです。例えば、どうしても帰省しなければならなくて、そういう形で検査したいとか、無症状だけれども検査してみたい。また今、ある市では、成人式前に該当者にPCR検査を受けてもらう。そういう形の使い道もあるようですけれども、今後の対応として、今の段階では、北海道にはそういう検査の対応をしてくれる場所もないようですけれども、将来的に行政としてそういうキットの購入とか、そういう形での、また自分で買った場合の助成とか、そういう検討等は、どうなんでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今の段階では検討しておりません。と言いますのは検査をするということを、今は限られた検査機関でしかないというふうに思っております。その中に、今言ったようなご利用で集中してしまうということはどうなのだろうか。私は、そういったところを今時点では心配をするわけでございます。どなたでもどんどんとできるということ、それは望ましいものである一方、検査機関に負担をかけるということになっていくのではないか。そのように考えてございます。

例えば道内で、新聞報道ですが、北海道医療大学でありますとか民間機関で一部検査ができる。さらに網走厚生病院などでも、検査の施設を備えようかと言われておりますが、個人が自由にお問い合わせをして検査が出来るということではないようでございます。例えば集団感染が想定されるようなときに、その職場の単位でとか、それから、そういった補完的な意味も含めて団体として、まとめてそういうところを利用いただいて、第一義的な検査を行うということを前提としているようでございますので、今、私どもの単独で、そういったところに踏み込んでまでお問い合わせをするとか、助成を考えるというようなところには至っていないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 8番、齊藤議員。

◇齊藤議員 はい、8番。先ほどの新聞報道ですが、見えぬ感染という形で出ていました。今のコロナも無症状で陽性という方がかなり増えております。確かに見えないだけに、自分になっているのか、また人がになっているのか、本当に対応も考えるところなんですけれども、変に、恐怖をあおってもなかなか困ると思いますが、実際無症状で陽性は本当に困る形態だと思っています。どう対処したらいいのか、まず今の形では自分で自分を守るしかないと思っています。マスクをして、手を洗って。どうしてもこういう会議も必要な時もあるし、その中で、だれかがもし無症状で感染の陽性を持っていたとした

ら、もう完全に感染経路は分かりません。そういう形でPCR検査は必要性でないのかなとは思いますが、再度、どうですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 PCR検査絶対主義ではないとは思っております。やはり基本の感染予防対策をそれぞれの方が講じるということではないでしょうか。

PCR検査、若しくは抗原検査と言われるのでしょうか、そういったものも簡易検査としてありますけれども、やったとしてもそれはその時だけであって、その時に感染していないということが確認されるだけで、翌日に感染をするかもしれないということもございます。そのように考えると、今、そのところは確かに不安の要素があれば、それは行政検査としてやっていただけることができるようになりましたし、さらに先ほど言ったように、団体でまとまって必要だという判断が出れば、そういうところでやることはできるのではないかと。ただ、個人の気持ちだけで、今そういう動きをしてしまうということは、私はよくないのではないかと考えております。

例えば、どこかで町内でクラスターのような症状が出た。濃厚接触者の方々までについては、PCR検査を行政検査として行えるけども、例えば施設全員の職員の方々についてやりたいというような意向があって、それは行政検査から外れますというような場合が生じてくるのであれば、そこは町がその団体なり、医療施設であれば、医療施設の皆さんとお諮りして、町が全額を持ちますので、ぜひそれはやってみましょうというような判断はできるかと思っておりますけれども、の判断を個々にゆだねたまま、ご本人だけの判断でどんどんとやことに助成をするという考え方は、今のところ持っていないということでございます。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。今の町長の答弁でよろしいと思います。自分も決して個々が、それぞれが自分勝手にという意味ではなく、団体とか施設、そういう関係者はやっぱり知っておくべきだと思います。

今本当に特に無症状で陽性というのは1番怖いパターンで、誰もが分からないし、誰もが自由に動きまわるし、拡大阻止にはならないと思います。その中でPCR検査しか今のところないと思っています。そういう形で、今の町長の施設でどうしてもやりたいと言うのは公費負担でというのは、自分も大賛成です。

これと関連があるのでお聞きしたいのですが、先日もオホーツク管内11人の感染者が出ました。これも、よく町民から言われるのは、今オホーツク管内、本当に広い地域ですけども、町村は分からない。大空町は2名出ました。紹介しました。北見も分かっています。本当にある意味で大空町、よく言ってくれたって評価をされております。本当に隣町で出ているのは分かるのだけど公開していないから、どうして公開しないのか、どうして11人な

のか、それやっぱり道の指導がそうになっているのか、流れをもう一度お聞きします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 公表については、当初からさまざま変遷もあろうかと思います。患者様の情報の公表というものは、感染症の法律に基づいて、一般の市町村については、北海道が公表をするということとなっております。一方で政令指定都市は政令指定都市が公表しているということになるかと思いますが。法律の中では積極的に公表しなければならないと規定する一方で、個人情報の保護にも留意しなければならないと両方規定されているようでございまして、北海道の基本的な考え方としては、居住地の公表基準を原則振興局単位までとしている状況でございまして。さらに患者様のご意向を個別に確認をして、そしてその範疇の中で公表をしているということでございまして。

本町の場合でございまして、職員であったために独自に公表をいたしたということでございまして。職員をはじめ役場の業務にかかわる方々が感染をした場合、行政上の対応をさまざまにとらなければならない場面が出てまいります。そういうこともありますので、職員には、あらかじめ、私も含め、職員が感染したときには、そういった事実を公表しなければならないということで、了解をいただいておりますし、また、今回の事例においても、個別に本人に確認をして公表をさせていただいたところであります。

ただ、最近の状況は、居住地以外はすべて非公表という方が多くいらっしゃいます。こういうような前例がありますと、そのような流れができてしまっているということも想像できますし、なぜそのようなになったかという、当初のころ特に誹謗中傷、間違えた情報がどんどんと拡散をして、そのことで心を痛めているという方が多くおられたというのが要因だと思ってございます。陽性が確認されると、それが不安だということで、体調が悪いのに確認されるのが嫌なので、隠してしまうというようなことに、なるということが1番恐ろしいこと、間違えた道だと思いますので、そこを何とか解消していかなければならないと思っております。避けなければならぬと思っております。

公表のあり方というのは公衆衛生上の問題と、先ほど言った個人情報の保護というその視点の微妙なバランスの中で成り立っているものではないかなと、そのように感じております。

その感染をされた方々の影響の度合い、それによって、どのような公表のあり方ができるか、それは町としての独自の判断としてやらなければならないことだと、そのように思っております。一般市であっても、どこの学校でとかですね、どこの職場でと、会社でというような公表の仕方も、それぞれの市町村の影響力の大きさ、影響の大きさを鑑みながら、最大限努力をした公表の仕方になっているのではないかなと思っております。

先日の自治会連合会でも同様のご質問がありまして、そういった旨のお話をさせていただきまして。町民の方々、なかなか分かりづらいというふうに

思っておりますので、いろいろなところでこういうお話もさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 8 番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8 番。今の答弁で了解しました。実際は本当に町民の方からは、オホーツク 2 人、先日 11 人出ましたけれども。本当になんでそれだけなのだろうという質問が多くて、何と答弁していいのか分からなかったのですが、本当にそういう政策でしたら仕方がない、確かに大空町で 2 人出た場合にも本当に誹謗中傷がありました。確かに町長のおっしゃるとおりだと思います。コロナに関してはこれで終わりたいと思います。

2 番目ですけれども、しごとコンビニについて。仕事の紹介、紹介とか内容は先ほどお聞きしましたが、16 の企業から紹介がありましたということですが、これ具体的にはどうなのかな。しごとコンビニにかかわって言えば、重い仕事ばかりなのか、本当に僅かしかないような業種もあったのか、その辺だけちょっと確認させてもらいたい。

◇議 長 移住・定住支援室長。

◇移住・定住支援室長 16 件の企業、団体のうち、作業系がほとんどでございます。介護サービス社会福祉系、教育の関係で短時間労働というよりは、一日きちとした形での就業スタイルということになってございました。

◇議 長 8 番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8 番。しごとコンビニについては先ほど説明がありましたので、私があえて言うこともないのですが、もともと先例は岡山県の奈義町です。人口 4,000 人ぐらいの町です。この中で登録されているのが 200 人。月に多いときには 1000 万円ほどの売り上げがあるということで確認しております。2 例目が東川でした。

こういう形で思ったのは、例えば主婦ですが、子どもがいた場合どうしても 1、2 時間、特に朝に 1、2 時間、ブロッコリーの収穫作業とかありますが、朝 5 時から 7 時までだったらいいですよという方もいます。その中で本当に月 5、6 万になればいいという方もいます。そういう形で、決して業種を選ばなければ、仕事がない訳ではないと思いますが、そういう形で今までと違った形態と先ほどおっしゃいましたが、確かにそう思います。その中で、本当にそういう方もたくさんいらっしゃるということだけは分かっていたきたい。自分が思うのは、やっぱりいろんなグループを作って、その仕事に対して委託をした方がいいのか。先ほども言いましたけれども、委託をしてそのグループで委託を受けて 1 時間でも 2 時間でも出てきてくださいという形がきっかけになるのかなって気がします。その辺どうでしょう。

◇議 長 山下町長

◇町 長 雇用する側と働き手側、確かに働きたい方はそういう形でいらっしゃるという議員のご指摘かと思いますが、私、最近思いますのは、雇用する側の方々の意識も変えていただかなければならないのではないかなと。高齢者就労センター、社会福祉協議会が請け負っておりますけども、そこに対する、例えば、農業者の方の雇用の条件は、朝早くから夜遅くまで馬車馬のごとく働くすごいスーパー高齢者を世話してくれというような話なんかも聞いたことがあります。本当に2時間でいいとか、午前中だけでいいとか、極端に言うと子どもさんのいない10時から2時まででいいとか、雇用する側の方の発想というものも変えていかなければならない。ここがまた、私どもの無料職業紹介所を持っている移住・定住支援室の役割の一つに今後なってくるのではないかと。そこのところを上手に理解していただいた中で、マッチングをさせていく、そのことによって、マッチングの度合いというものが高まってくるのではないかと考えております。

片やあきらめかけていたそういう働き方を何とか解消しようと、一方で働き手も、単にフルタイムすべてのサービスを全部やってもらえる人ばかりではないと。過去に大空町に進出した企業の製造業の中で言われている、製造工程をする特に女性の方を雇用している職場でしたけれども、朝の2時間でもいい、夕方の2時間でもいい、昼間の3時間でもいいので、そういう形で延べ働いている方は60人にもなるけれども、実質1日の時間で計算すると20人工ぐらいなんですと。そこが曜日によって働く人、時間によって働く人、その中で、雇用させていただきたいと言われておりました社長さんがいましたけど、そういうような発想をいろんなところで持っていきたい。

ひょっとしたら、その雇用主となるべき1番考えなければならないのは、役場なのかもしれません。役場の中でそういう仕事を掘り出して、そして提供するというのも、必要になってくるかと、そのように思います。

これについては今後も興味を持って、関心を持ちながら取り組んでいけるように準備を進めていきたいと思います。

◇議 長 8番、齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、8番。確かにそのとおりだと思います。先ほどの前議員と被りますが、移住定住のからみで大空町、ほかの近隣からも、まず子どもを持っても、給食費は無償です。また、医療費も中学生まで無償です。本当にいいですねと言われるのですが、肝心の仕事はないんですよって三つ目はそういう言葉なんです。本当にそういう違った先、新しい形態の考え方、雇用する側もそうすれば、もっと仕事の幅は増えると思います。今後ともしごとコンビニ、検討していただきたいと思います。終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町長 人口動態だけで見ると、町内にお住みになっていて町外に働きに出る人、逆に町外から私どもの町に働きに来る方、数で言いますと、町外から働きに来る方が多くて、そのことだけで見ると、うちに仕事があるのにこの町に住んでくれなくて他の町から通ってきているという場面がございます。ですので、議員が言われること、すべてではないのではないかと思いますけれども、なかなか自分に合った、その働き方、そういった中での仕事が十分ではないというところであれば、その限られた職種しかないというふうに感じ取れます。ですから今言った働き方のいろいろなタイプを用意しながら提示をするということも一つになろうかと思っております。

例えば、一家のお1人がフルタイムの仕事につき、もう1人の方が今言ったようなパート的なタイマーの中でしごとコンビニ的な形で、副収入も得るというような考え方もあろうかと思っておりますので、今後仕事を紹介していく中であって、ぜひ考えていきたいと、そのように思います。

◇町長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午後2時41分)

(再開 午後2時51分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。次に、11番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 はい、11番。令和2年第4回大空町議会定例会において、一般質問通告書にしたがって一般質問を行います。

質問事項1点目、新型コロナウイルス対策について伺います。新型コロナウイルスの感染拡大で世の中が大きく変わりました。状況はなお刻々と変化しており、今後とも継続的な対策は必要ではないかと考えているところであります。今や国も地方も補正予算を組むのは当然のこととなっています。こうした緊急事態にあっても、限りある財源を最大限有効かつ適正に執行することが求められます。今、感染の第三波と言われる中で、中長期戦の構えが必要と考えているところであります。

そこで、項目1点目、コロナ対策に関する予算措置の考え方、執行状況、評価のあり方について伺います。

続いて、項目2点目、コロナ対策における国の財政措置と町財政への影響について伺います。

項目3点目、今後の財政運営のあり方について伺いたいと思います。なお、新型コロナウイルス対策の答弁については、一部同僚議員との答えと重複する部分があるかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

次に、質問事項2点目。大空高校開校に向けた取り組みについて伺います。

コロナ禍の中で開校事務にあたられた多くのスタッフの皆さんに対し大変厳しい環境の中での取り組みと理解しているところです。改めて敬意を表したいと思います。

学校づくりと地域づくりを融合させて、未来を作る、人を育てるを学校教育目標として、いよいよ令和3年4月、北海道大空高校は総合学科として開校いたします。そこで、項目1点目、開校に向けての周知、PR活動及びオープンキャンパスの開催状況と公設塾の取り組みについて伺います。

項目2点目、校舎の改修と寮の運営方針について伺います。

項目3点目、過渡期における教育委員会及び町の役割について伺いたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 一般質問にお答えをしたいと思います。新型コロナウイルスの感染拡大防止、地域経済の底支え、住民生活の支援を図るため、地方創生臨時交付金が市町村に交付されております。また、都道府県にも交付されております。大空町では、総額3億3,039万7,000円が配分されることとなっております。議会とも協議をさせていただき、これまでの定例会及び臨時会で補正予算を計上し、また、今定例会におきましても提案させていただいております。これまでの補正予算で配分額全額をご提案できているわけではございません。今後も十分検討、議論をいたしまして、改めて議会に対してご提案させていただく考え方もございます。

評価の関係でありますけれども、評価については現在の事業の多くが継続中ということもありますし、繰り越して予算を令和3年度に執行するというものもございますので、現段階において評価するに至っていない状況でございます。

また、現在の執行状況につきましては、後ほど担当者から説明をさせたいと存じます。

町への財政の影響でございます。まずは歳入の減少が見込まれるものが多数の項目に及びます。国におきましては、徴収の猶予、軽減、減免措置が講じられているものがございます。また、町の独自措置といたしまして、使用料等の私債権でありますとか、非強制徴収公債権において履行の延期さらには減免措置などを講じているところでございます。これら町や国の詳しい内容についても後ほど担当者から項目ごとに説明をさせたいと存じます。

財政のそういう中での運営でございますけれども、税や使用料など歳入の減少というものが見込まれますが、一方で予定していたイベントや行事、会議の中止、規模縮小など、歳出予算の側も小さく、執行されない状況もございます。そういった中で、さらに国からの交付金も3億3,000万配分されておりますので、今年度は何とかやりくりがつくのではないかと、そのように現在までで考えてございます。

ただ、コロナの状況は、収束がなかなか先が見えません。さらに来年度に

においても予防とまん延措置、さらに暮らしの不安解消、経済活動の維持など、来年度においても取り組んでいかなければならないものと考えておりまして、今年度というよりは来年度どのようになるかと、国の方針も十分示されておりませんので、そちらの方が心配な状況でございます。

ただ、国におきましては、第3次補正予算を編成し、追加の臨時交付金について検討されているようであります。当然、これらについては繰越予算になる部分が多いのではないかと、そのように考えてございます。

そういった中で、基本的には国からの交付金を充当する考え方でありますけれども、場合によっては町の一般財源を持ち出さなければならない状況もありうるかもしれません。常にその覚悟は持って対処していくつもりでございます。

次に、高校の関係でございます。本来であれば、教育長のご答弁を先に申し上げて、町の役割についても触れたいと思いますが、私から先に町の役割について答弁をさせていただきます。

高校づくりに関しましては、大空町発足当時から教育委員会や町民の皆様にご議論をお願いしてまいりました。大空町で2校を維持していくというのは、財政的にも無理であると、そのように考えておりました。ただ、どちらかを廃止し、1校にすれば良いという訳ではなく、その高校に魅力がなければ生き残っていけないとも感じておりました。そのためには何が必要かを考えて、様々な提案をしてきたつもりであります。

私の教育行政に対する基本的な考え方は就任当時から変わっておりません。基本的な考え方、姿勢と申しますのは、当然予算権を持っておりますので金を出さなければならない。しかし、口も出すというのが私の心情といいましょうか、姿勢でございます。ただ、そうは言いましても、財政状況が厳しくお金の方でも十分とは言えないなど、そのように反省しております。さらに口も出すとは言っても、すべて私の思いどおりに進められている訳でなくて、中には思いどおりにならないなど、そういう複雑な思いもあるのも現実でございます。

私の役割、町の役割というのは、しっかりと方向性を示し、土台を作ったり、ルールを敷くことというふうと考えてございます。

今後、大空高校がスタートすることとなりました。これからはさらに様々な方々のご議論をいただきながら、そういった中での取り組みを一つ一つ積み重ねていって完成形に導いてくださるものと考えております。私からの答弁は以上とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 松田議員からの一般質問のうち、大空高校についてのご答弁を申し上げます。12月に入りまして、大空高校の入学願書の配布もすでに始まっており、開校まで残すところあと3カ月余りとなりました。

今後の入学者決定までの予定を申し上げますと、明年1月22日に出願受付を締め切り、3月3日に選抜試験を実施し、そして3月16日には、合格

者が決定されるという日程になってございます。

教育委員会といたしましては、来年4月1日の大空高校開校に向け、入試事務と並行しながら、引き続き必要な準備を鋭意取り進めていくこととしているところでございます。

一つ目のご質問であります大空高校にかかるこれまでの周知、PR活動についてですが、生徒募集の活動として全道の中学校にパンフレットなど学校案内を送付するとともに、近隣市町の中学校に対しては、個別に職員が訪問した上で、新設校の特徴や公設塾の設置などについて詳しく説明をさせていただいております。町内の中学校については、中学3年の生徒に対する説明に加えまして、保護者向けの説明会や座談会もそれぞれ開催をしております。また、全国卒の生徒募集活動にあたっては、地域未来留学というオンラインイベントに参加し、新設校の教育内容などを伝えるとともに、出願に向けた個別相談も実施してきたところでございます。

新しい高校のPR活動に関しては、毎月の町広報誌や、SNSによる情報発信のほか、町内をはじめ、近隣市町の公共施設への大空高校のポスター掲示、また、女満別、東藻琴両地区の道の駅へのPR看板の設置、さらには女満別空港でのPR動画による情報発信の取り組みも行っております。大空高校の周知、PRに関しては、今年度の教育行政執行方針においても情報発信に力を注ぐとしていたところでありまして、町内はもとより道内外に対し様々な媒体を使いながら精力的に取り組んできたところでございます。

次に、オープンキャンパスについてでございますが、9月26日に東藻琴高校を会場に開催しており、道内外から生徒や保護者を含め100名を超える方々に参加をいただきました。当日は校舎や学生寮といった施設見学のほか、参加した生徒を対象とした外部講師による講話やワークショップも併せて開催しております。

参加者から寄せられたアンケートでは、約7割近い方から大空高校に魅力を感じることができたとの回答をいただきました。

次に、公設塾についてでございますが、公設塾は、大空高校開校に先駆けまして、昨年9月に開設をしております。今年度は女満別高校、東藻琴高校合わせて10名から15名の生徒が塾で学んでくれています。学校全体に占める割合といたしましては、11%から17%程度になっております。公設塾では、生徒一人ひとりのニーズをとらえ、個々に応じた様々な教育活動を展開しております。AI教材を活用しながら、習熟度に応じた基礎学力の向上に努めるとともに、ICTの環境を生かして対話型授業も実施しながら、生徒のコミュニケーション能力の向上や社会で生きていくために必要な力を身に付けられるよう、併せて教養講座も実施しているところでございます。

続いて、2つ目のご質問であります新設校開校に向けた校舎の改修についてでございますが、この度の校舎の改修工事は、機能性の向上、衛生環境の改善を目的に総合学科の幅広い教科に対応した多目的教室を確保するとともに、校内通信ネットワークの整備のほか、Wi-Fi環境の整備も併せて実施することとしております。また、本年度は東藻琴高校の寄宿舎につきましても、教室やトイレの一部改修、Wi-Fi環境の整備を行うなど、居住環

境の改善を図っております。

寮の運営についてでございますが、大空高校の生徒として来年度から入学する生徒については、基本的に東藻琴の寄宿舎に入らせていただく方針としております。また、大空高校への入学にあたっては全国卒を設けており、親元を離れて生活する期間が長くなる道外出身の寮生も考えられますことから、生活面や精神面をサポートするため、ハウスマスターを2名配置することとしております。

次に、三つ目のご質問となります過渡期における教育委員会の役割についてでございますが、大空高校は町立の学校であることから、高校の管理運営に関するものはすべて教育委員会の所管となります。

高校の設置者であります教育委員会の基本的役割としては、教育環境を整え、教育の質を高めることであり、生徒達に必要な思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことに意を用いていかなければならないものと認識しているところでございます。

そのため、新設の大空高校開校にあたっては、カリキュラム改革、公設塾の設置、寮の機能向上を三つの柱として、これまで取り組んできたところでありまして、学校開校後も継続して高校魅力化推進事業をさらに充実させてまいりたいと、そのように考えております。

以上、松田議員へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 私からはコロナ対策に関し、地方創生臨時交付金として予算計上をお認めいただきました事業の執行状況について、すべての事業についてのご説明はできかねますが、主だった事業についてご説明申し上げます。

町民生活に対する支援及び地域経済対策といたしまして、プレミアム商品券事業3回、飲食店応援商品券事業2回実施してまいりました。そのほか商工業持続化支援事業、商工業者店舗等家賃助成事業、誘致企業等支援事業、宿泊支援事業、バス事業者等への支援等を実施してきたところです。

感染拡大防止対策につきましては、感染拡大期での休業要請に対する協力金の支給、防護衣等衛生消耗品の購入、公共施設水栓自動化改修工事、芝桜公園、メルヘンカルチャーセンター等公共施設の感染防止対策を実施いたしました。

新しい生活様式を踏まえた対策につきましては、税、公金等の納付について、人と人との接触を低減するコンビニエンスストア収納事業、小学校、中学校、高等学校におけるオンライン学習環境を整備するGIGAスクール事業を実施しております。

令和2年の予算において、補正予算をお認めいただきました事業につきましては、すべての事業が完了若しくは継続して事業を実施しているところでございます。

以上、事業の執行状況についての説明とさせていただきます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 私からは、町財政への影響ということで、特に歳入に関しまして、制度のほうも含めてご説明させていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が直接の要因となり、収入が減少した方々に対し、国において徴収の猶予特例や税等の軽減制度または減免措置が講じられております。事業等に係る収入が本年2月1日以降で、任意の1カ月以上の期間において前年同時期と比べ20%以上の減少があった場合、猶予特例が設けられ、納付の時期を1年間延長することができます。

町税のほか、賦課徴収が地方税法の規定によるものとされておりますので、介護保険料や後期高齢者医療保険料、下水道使用料が該当し、延滞金なし、担保不要で1年間猶予特例を受けることができます。11月末現在では、個人及び法人の住民税、軽自動車税、固定資産税で8件、1,250万4,000円の申請があります。

納付時期が1年間遅れますが、結果として納税されますので、数字的には影響がないというふうに言えますが、町財政といたしましては、本来あるべき時期に納税されておりませんので、財源の確保ということでは影響が出てくるものと考えております。

さらに収入について前年と比べて約30%以上の減少があった場合は、減免等の特例制度を受けることができます。固定資産税の軽減の内容ですけれども、令和2年2月から10月までの連続する任意の3カ月間の売上高が、前年同期と比べ、30%から50%未満の減少であるときは2分の1、50%以上の減少である時は全額減免されます。これは償却資産と事業用家屋を対象としており、令和3年度分の固定資産税が対象となっており、来年1月以降に申請が出されてくることから、どの程度になるかは現時点で分かりませんが、次年度に影響が出てくることとなります。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は所得要件等を満たした場合、前年の合計所得に応じて2割から10割の割合で減免されます。介護保険料につきましても、所得要件に応じて、8割または全額減免となります。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料では28件、189万9,000円の減額申請がありましたが、これについては国から全額補填されてくる予定となっておりますので、影響がないというふうに言えるかと思います。

また、この他に航空機燃料に課税されている税の一部が譲与される航空機燃料譲与税が航空機の長期にわたる減免の影響により減少することが見込まれております。

次に、町独自の支援措置といたしまして、収入が減少した方を支援するため、町で債権管理しております町営住宅使用料及び駐車場使用料、給水使用料、下水道使用料、個別排水使用料等の私債権や非強制徴収公債権において、履行延期の特約、減免措置を講じております。減免の要件ですけれども、本年2月から令和3年2月までの連続する3カ月間の収入が、前年同期間と比べ30%から50%未満の減少であるときは2分の1の減免、50%以上の減少の場合は全額減免としております。使用料等についてですけれども、町

営住宅使用料及び駐車場使用料、給水料金、下水道使用料において減額申請がありまして、11月末現在で、町営住宅及び駐車場の使用料で10件、13万7千500円。給水料金が31件、12万5千400円。下水道使用料が26件、11万7千800円、このほか、河川使用料で1件、9万4千000円。施設使用料、家賃に対してですけれども、こちらのほうが4件、21万6千000円となっており、合計すると72件、41万1千800円の減収が見込まれております。家賃以外の施設使用料につきましては、施設閉鎖や感染対策で使用を控えたりするなどの影響で、減収が見込まれているところでございます。

また、使用料、手数料ではありませんけれども、ふるさと応援寄附金、コロナの関係で収入減ということの要因が少しあるかと思いますが、11月末現在で前年対比82%ほどとなっています。年度末までこの状態が推移するということになりますと、3,500万ほど減少する見込みとなっております。使用料等の減免とふるさと応援寄附金の減少額を合わせますと3,900万円ほど減収が見込まれているところでございます。

事業の中止や事業内容の見直しなどによりまして、歳出も減少はしますけれども、金額が不明な項目も含めると、歳入が大きく減少する見込みになりますので、今年度だけではなく、次年度以降についても影響が出てくるものと考えているところでございます。

以上、私からの説明でございます。

◇議長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。詳細な説明をいただきました。ちょっと聞き逃した部分があって、またそこに支障が出る分もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたいと思います。

まずひとつずついきたいと思います。新型コロナ対策に関することですが、この予算措置の考え方、執行状況、評価のあり方について、確認させていただきたいと思います。

先ほど町長の中で、この事業、今継続しているもの、なかなか評価の部分については、今、出し得ない部分もあるというお話でしたけれども、私はこの評価のあり方について、ちょっとお話を聞きたいと思います。普通平常時であれば、事業の評価というのは、これ、計画、執行、評価、改善こういうサイクルの中で、1事業が終わった時点でこういう評価体制だと思います。ただ、今回のコロナ対策みたいに、感染者が増えたり減ったり、先が見えない、環境が変わる、きょうの新聞にも載っていましたが、Go Toトラベルは一旦停止、いろんな部分で、事業が終わってから評価というのはなかなか難しい、そこで問われるのが普段の観察、事業の観察、そして状況判断、ここがやっぱりウエートを占めるのではないかと私は思っています。

状況判断によっては、継続中の事業も見直しをかける部分もあるでしょう。また、新たに新規の事業も取り組まなければいけない部分も出てくるでしょう。この緊急対策において、私は1番この必要性というのは、即断、即行

だと思います。こういう考え方を基本にしたときに、この評価のあり方、臨機応変に対応すると、そういうふうに私は考えるところですが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長

◇町 長 この新型コロナウイルスの対策、特に補正予算案などの関係で提案をさせていただいたときに、過去にも述べたかと思います。状況は日々刻々と変わっております。例えば、常任委員会で説明した内容から数日後の本会議まで、その間に状況は変わる場合もあります。そういった中で朝令暮改になるかもしれませんが、方針を変更しなければならないという場面も出てきます。そういった中で、逐一この状況というのは、常に私どもとしても把握しておかなければなりません。そんな臨機応変な対応をとらざるを得ないのが、今回の新型コロナウイルスに係る対策だろうということで申し上げてまいりました。

今議員が言われるような即断即決そういった場面、躊躇せずに判断をくださうということの大切さというものを感じてございます。今後もそういう意識を持ちながらこの対策に取り組んでまいりたいと思います。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。理解できました。それともう一つ、考えていただきたい部分があります。次の質問の部分にもかかわるかもしれないですが、その状況判断の一つの材料として、最終的には町民の声なんだと、特に事業にかかわっている対象者の方、その事業によっていろいろな対象者がいます。その方々の声を聴くというスタンス、これが1番やっぱり効果的なのでしょう。ただですね、全員が全員の声を聴くというのは無理です。こちらから出かけて、職員が一回一回出かけて、どうですか、どうですかと聴くわけにはいきません。場合によってはそういう場面もあるかもしれないですけども。ただ、そう考えると私は情報公開、このコロナ対策において、感染が始まった感染部分についての情報は、かわら版だとか広報、いろいろ逐次入ってきます。そうなんだ、分からなければここに聞けばいいんだ。住民はそれで納得するでしょう。ただ、正直言ってコロナ対策の経済効果を狙った、この多分ですね、間違ったらごめんなさい。48前後の事業に取り組んでいるかと思うんです。ただ、この48事業、皆さん町民の方みんな知っているかという、断片的には知っているかも知れませんが、うちの町はどういうコロナの対策に向けてどういう感染事業、それから経済事業をやっているのか分からない部分あるのだと思うんです。分からなければ、これどうなんだ、これああなんだと言えないと思うんですよ。だからそういう部分でも、情報公開、今一度、ホームページ、これ載っているのかもしれないのですけれど、そういうホームページを活用して、うちのコロナ対策はこうやっているというものを強く発信することによって町の本気度というのを町民の方は理解し

てくれるのでわないかと思うのですが、町長どう思いますか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町民の声、事業を実施したその受け手となった方々、例えば補助事業であれば、その補助事業を申請された方々などに意見を聞いていくということはしていかなければならないと思ってございます。そんな中で、商工会を通じて、また、社会福祉協議会や医療や介護の現場の皆さん方はそういうところに手当てをしてまいりましたので、そういった方々にもご意見を頂戴してまいりたいと、そのように思います。

情報公開というところは正直余り考えていなかったというか、頭になかったのが現実でございます。といいますのはなぜかと今自分自身で振り返ってみると、取り組んできた対策というのはどちらかというと感染防止のための、まん延防止のための対策というよりは、経済対策というというものがかなり大きくなっているように、金額でいえばですね、思っています。ただ、一般的に町民の方の関心度は、そうやって困っている方にどうやって手当てをしたかっていうその経済対策よりは、いかにその感染を防止するか、まん延を防止するか、そこのところのさまざまな対策に私は関心がいつているのかなと。その中であって、経済対策の金額が大きいものを出していく、そのことによって、批判をいただくことになるのではないかと、そんな臆する気持ちがあって、私は今までそういうところの公開について考えたことはなくて、担当にも指示したことはないように思っています。ただ、将来的にはそこも含めてきちっと、説明をして、こういう対策を講じてきたということを公表して改めて評価をとといいますか、対応が間違いでなかったかどうかということをお諮りしていかなければならないと感じております。ただ、今回議員からご指摘がありましたそのことについても、今まで私の抱いていた感覚はそういうものでありましたけれども、議員が言われたことも一理あるなど、そのように考えましたので、その対応についてどうすべきか、もう一度自分なりに考えてみたいとそのように思います。

一つ言い忘れました。48の事業、これはうちの管内の他の市町村から比べて圧倒的に多い項目になっています。これは職員がそれぞれいろいろな視点から、いろんな中で対応といいたいでしょうか、こういったことができるのではないかと、こういう事業でもって、町民の方々の安心や経済の底支えをしていくべきだという発案の賜物であろうと、そのように思っておりますので、ここは胸を張っていきたいなと思っているところもございます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。最後の部分で48の事業、この事業の数、近隣と暗に比べることは云々あるのでしょうかでもやっぱり状況は違います。人口の形態も違います。産業形態も違いますから一概に比べることはできないのかも知れませんが、私もこの48の事業取り組んでいるということは

評価したいと思います。今後も、各所管の携わっている職員の方、モチベーションを上げて如何なく力量を発揮する、そういう時期でもあるのではないかとそういうふうに思うところであります。エールを送る形になりますけども頑張っていたきたいと思います。

次に財政措置、国の財政措置ですが、最近コロナ対策に便乗して、これ本当にコロナ対策と関係する事業なんだろうかということが話題になっている地域もあります。これからいろいろ知恵を出しながら、諸事業に取り組むのでしょうけれども、そこはしっかりと、自治体自身自らそういうことのないように、政策立案していただければと、そんなふうに思うところです。これについては何かお考えがあれば。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 はい、前段の議員の、一般質問の中からも、まだまだ狭間に落ち込んでいて手の差し伸べられていない部分があるという話もございました。

国では、先ほど言いましたように、3次の地方創生臨時交付金の検討に入っておりまして、これの補正予算も組まれるのではないかと、そのように考えております。そういったものも活用しながら、さらに工夫をしてまいりたいと思ってございます。

ただ、言われるとおりにかと思えます。言葉は適切ではないかもしれませんが、へ理屈でもって事業をやっていくと、そのしっぺ返しは後々来るものというふうに思っております。ただ、工夫も必要だというふうに思っています。いろいろな視点から、今回のコロナ対策にかかわる事業にどのように位置づけられていくか、これは今回私どもだけが求められているわけではなくて国もかなり強い姿勢で内容審査というものをされているようでございます。過去にはさまざまな農林水産業も含めた何とか特別対策というものが謳われてですね、本当にそれがそういうものになるのかと。一つの例でいいますとガット・ウルグアイ・ラウンド対策で温泉を作ったと。これ本当なのかという話もありました。今回は国もかなり厳しく、そういったところは査定といひましようか、事業内容について審査をしております。私どもも工夫は必要でありますけれども、無理のない中で町民にもご理解いただける、そういう事業に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。コロナ対策最後の質問にしたいと思いますが、先ほど町長の答弁の中にもあったので、あえて聞くことがどうなのか。ちょっと重複しますが、答えていただきたいと思ひます。

私はこのコロナ対策、いろいろ今国から財政措置があります。1次、2次、予定としては3次もありそうだというお話ですけども、ただ、3次とてどれぐらいの規模で来るか分からないところです。そこでやっぱり大切なのは先ほど町長の答弁がありましたけれども、今までは、健全化、町の財政を考え

ている健全化、これは基本の基軸だと思います。これ当然だと思います。そのために、どうやったら良いのか工夫の中で今までできました。ただ、今回のコロナは、言葉を言い換えれば未曾有の国難だと思います。そういう災害の時に財源がないから対応できなかったということにならないよう、これ言い方適当かどうか分かりませんが、財源がなければ一般財源を利用して、身銭を切ってという言葉はちょっと不適切かもしれませんが、しっかりとコロナ対策に取り組むという気構えは先ほど聞いたような気がします、今一度申し訳ないのですが再度確認させてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 このコロナ対策に様々な対策予算を講じていかなければならない。その時に財政の担当の職員だったかと思いますが、その当時はまだ国からの地方創生臨時交付金、どの程度の額になるか分かりませんでした。その中で私が言っていたのは、この対策費に1億、2億使うことぐらいの覚悟を持っていなければならぬ。そう申したことがあったように思います。

幸いにして私どもの想像以上に現在のところ地方創生臨時交付金3億3,000円配分がされておりまして、3次もあるのではないかとということで、現在までのところは、その範疇の中で執行させていろいろな対策を講じさせていただいておりますけれども、この先行き国の応援がどの程度まであるのか分かりませんし、状況がどのように展開されていくのか分かりません。そんな中で、私は、常に一般財源の持ち出しもあるべきというふうな考え方を常に持ち合わせております。予算の範囲、交付金の範囲の中で何かをやるということではなく、実施することをまず前提として、それに必要な財源、国からの財源も充てるし、足りなければ町の財源も持ち出して、この国難を克服していかなければならない。そういう気構えで臨んでいるつもりでございます。

今後はその展開を見ながら、そういうところも含めて、これから提案する事業、皆様方にご説明をさせていただきたい、そのように思います。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。コロナウイルス対策についてはこれで終了します。

次に、大空高校開校に向けた取り組みです。冒頭、私のほうから申し上げましたが、本当にコロナ禍の中で、開校準備にあたられた方、本当に大変であったと思います。その中での取り組みに、PR活動、それから周知、オープンキャンパス、公設塾は1年前倒しで取り込んでいると思いますが、本当にご苦労だったと思います。

そこでオープンキャンパス、沢山の方、100名近い参加があったと先ほど説明ありました。ちょっと具体的に掘り下げて、どういう対象者なのか、道内、道外、もし分かったら教えていただきたいのと。また、せっかくオープンキャンパス、いろんな方に見てもらって、いろんな反応があったと思いま

す。もしそういう声があるとすれば、どんな声があったのかも聞かせていただきたいと思います。

それと同時に公設塾の取り組みです。大空高校の特徴、公設塾は基軸の一本だと私は理解しています。今どういう状況の体制で公設塾に取り組んでおられるのか。そういったこと。人材的な配置、人員配置も含めてどういう状況で取り組んでいるのか、今一度答弁をいただければと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 オープンキャンパス並びに公設塾についてのご質問をいただきました。オープンキャンパスの開催にあたりましては、事前の近隣市町の中学校へのPRであったり、また、1回目のご答弁でも申し上げましたが、地域未来留学といいます。オンラインイベントと言うのでしょうか、それを全国的なイベントへの周知活動といったものが功を奏したかなと、当初想定したよりも多くの方々にご参加をいただくことができました。

当日は施設見学や学校説明に加えまして、外部講師を招いて理想の授業、理想の課外活動、また理想の学校といったものをテーマとして、生徒自身が考えるワークショップも併せて開催をさせていただいたところでございます。こんな高校であってくれたら良いという、数多くのご意見を参加生徒からいただくことができました。具体的に一部ご紹介申し上げますけれども、タブレットを用いた授業や、生徒が互いに教え合う授業、専門的な知識を学べる授業といったもののほか、課外活動としては、ボランティア活動や地域との交流活動、さらには自己実現のできる学校など、いただいたご意見は多岐に渡っております。今後新しい高校づくりの準備を進めていく中で、いただいたご意見を高校づくりに反映してまいりたいと考えております。

また、保護者を含めましたアンケート調査も実施をしております。多くの方からいただいた意見として、大空高校の魅力が伝わったといったご意見のほか、大空高校が目指す学校像や理念に共感をいただいたと、そのような内容となっております。

一方で施設に関するご意見では、寮の老朽化に対するご意見が多くございました。教育委員会としてこれらの意見を踏まえまして必要な対応について検討を進めてまいりたいと考えております。

公設塾でございます。現在、公設塾の活動内容といたしまして、土台づくり、自分づくり、繋がりづくりといった3つの身づくりという基本方針のもと、生徒の基礎学力の向上に加え、将来の進路目標を見据え、社会で生きていくために必要な力を身に付けることを目指して取り組みを日々進めてきております。昨年9月に開設したわけでありましてけれども、非常に当初、コロナの感染拡大の影響も受けまして、高校自体が臨時休校になるということもありましたけれども、そういった中で、公設塾としてどのようなことができるか、いろいろと知恵を出していただきまして、休校中にはオンラインによる教育活動なども行いましたし、また学校再開後は通常の個別学習に加えまして、特別講師を招致して授業を行うなど魅力的かつ精力的に活動を行って

きております。

公設塾については、女満別高校、東藻琴高校の両校で実施をするということから、塾の講師として3名体制を基本として進めてきておりましたけれども、事情により1名が退職をされたということで、現在は2名体制で行っております。今後、大空高校となっても、多様な進路目標を持つ生徒に対応することが求められておまして、ますます公設塾の役割や必要性といったものが高まってくるものと、そのように認識しております。

塾講師の欠員については、補充のための募集活動を現在進めておりますが、引き続き、安定して公設塾の事業を推進できるよう体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。1項目目の質問はこれで終わります。次に、校舎の改修と寮の運営方針について伺います。先ほどの町長の答弁の中で聞き逃して重複したら失礼します。

校舎の改修については、コロナ禍の中で、そこら辺も見極めた中の改修というのは必要であろうかと思えます。

この寮のあり方ですが、この寮も公設塾と同様、道内外から生徒さんに来てもらうという部分では、寮も学校とはちょっとまた管轄というか立場が違いかもかもしれませんが、重要な役割だと思っています。

先ほど寮が古いという声も聞こえたみたいですが、今後の考え方、見通しですね。これをどう考えてらっしゃるのか。それと寮を実際に運営するのは、主体はどこなのか、もう一度確認させてください。どうやって運営するのか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 最初に校舎の改修のご質問かと思えますけれども、1回目で答弁させていただきましたが、大空高校の新1年生は、現東藻琴高校の校舎でメインに学んでいただくということになっておまして、東藻琴高校校舎の今回改修を行ってまいりたいということでもあります。特に総合学科ということで、多目的教室といったものが必要になるということから、それらの確保、また、コロナの感染症対策といった意味もありますが、教室面積の拡張といったものも併せて行いたいと思っております。そのようなことで学習環境の充実のために校舎としての機能向上を図りたいということでございます。

また、小中学校のGIGAスクールと同様に、高校におきましても、生徒一人ひとりのタブレットパソコンの配置というものを予定しておまして、校内の通信ネットワークの強化も併せて行うということとなっております。

寮についてのご質問でございますが、寮に関しましては、新1年生の学ぶ校舎が東藻琴高校ということになりますことから、東藻琴高校の寮を活用することとしております。女満別高校の寮につきましては、現在、入寮してお

ります生徒が卒業するまでの間、引き続き運用してまいり、そのような考え方でございます。

特に全国卒の高校ということもありまして、道外や町外から入学してくる生徒さんにとっては、学校の教育内容のみならず、安心して生活できる環境が整っているかどうか、高校を選択するにあたっての大変重要な要素ではないかなと思っております。現在、寮に入っていただく生徒さんについては、近隣市町からの入寮生徒がほとんどでありまして、実際に土日は自宅の方に帰るということから寮は閉寮としておりますが、今後は全国から来る生徒を想定いたしまして、土日も含め、寮運営を行うこととしているところでございます。

さらに寮生活の充実を図るという意味では、ハウスマスターという専任の職員を配置したいと考えております。ハウスマスターの役割といたしましては、寮の管理運営だけではなく、寮生の生活面や精神面をしっかりサポートするという役割を担っていただくという考え方を持っておりまして、遠く離れて大空町に住んでいただく、そういう生徒たちの充実した高校生活といったものをしっかりサポートできるよう必要な体制を整えてまいりたいと考えております。

また、アンケートにありました生徒や保護者からいただいた意見、また要望のありました寮の環境改善といったものにつきましても、喫緊の課題ではないかなと、そのように教育委員会としても受けとめております。今後、ソフト面、ハード面の両方から、寮の魅力化や環境充実のため、検討を進めてまいりたい、そのように考えてございます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。続いて項目の3番目、最後の項目にいきいたいと思います。

今まで説明をいただきましたけれども、過渡期における教育委員会の役割、町の役割について、最初に町長からも答弁いただきました。この過渡期、これ普通の高校では、ゼロからスタートして生徒さんが年々増えていくという部分なのですが、この大空高校は在校生がいて、それから新入生を入れて移管していくという大変難しい部分はあるだろうと思いますが、そこで過渡期、令和3年、4年、5年、私はこの3年間ですごく過渡期では重要な時期だと思うんです。在校生の対応もしなければいけない。それから新入生の対応もしなければいけない。割り振りというのは本当に大変だと思います。そういう課題もあろうかと思えます。

そして、先ほどを質問しましたが、ハウスマスターの人員確保、それから公設塾の人員の確保についてもそうですけど、そういった課題もあるでしょう。

それから、開校前にPRをすれば、それで終わりかというものでもないと思います。実際に生徒さんが入ってそれを見てもらう。そして、高校を知ってもらう。間近に見て、知ってもらうという、そういう広報活動は

これもまた大変必要であると考えております。そんなことも含めて、教育委員会の考え方を今一度聞かせていただければと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 過渡期と言いますか、いわゆる開校後の期間での課題ということでないかと思いますが、令和3年度から令和4年度にかけましては、現女満別高校及び東藻琴高校の2年生、3年生と大空高校生として新1年生が在学するということになります。

学科で申し上げますと、大空高校として一つになりますが、総合学科があり、普通科があり、生産科学科がありといったことで、三つの併科というような状況になるわけであります。

学校運営上、非常に複雑かつ緻密な対応が求められるものと、そのように考えております。それゆえ、何よりも学校体制の強化が大きな課題ではないかなと思っております。教員をはじめ、実習助手や事務職員など、必要な人員の確保が必要となっております。

また、道立高校と町立高校の発展的統合である大空高校は、全道的にも類を見ないケースの高校でありまして、道教委はじめ、内外からも大きな注目をいただいております。大空高校の学校運営をしっかりと軌道に乗せていくといったことが非常に大事なわけでありまして、引き続き北海道教育委員会に対し、今後とも継続した必要な人的支援等を要望してまいりたいと考えております。

本日の町長の行政報告にもございましたけれども、10月には、町長による道教委への要請活動もすでに行っているところでございます。また、新入生と在校生の交流といいますか、そういう関係性を教育上どう作り上げていくかといったことも非常に過渡期においては重要なものではないかなと思っております。女満別高校の在校生に関しては、女満別高校の校舎を使うと。新大空高校の1年生と東藻琴高校の生徒さんについては、東藻琴の校舎を使うといったようなことで、離れた形での学習活動といったことに過渡期の間はなるのですが、離れているからこそ、より積極的な生徒間の交流を行っていく必要があると思っております。

教育課程が異なることから授業を通しての交流は限られる部分もありますが、文化祭や体育祭など、あらゆる教育活動を通じて、生徒相互に交流し、充実した高校生活になるよう学校の先生方とも十分検討を深めながら、しっかりと準備を整えてまいりたいと考えているところです。

また、過渡期におけるPRなども手を緩めることなく強化すべきではないかというご意見もご提案をいただいたのかなと思っております。特に大空高校の周知PRに関しまして、全道的に中学校卒業生数がこれからも減少するといった状況が続いてまいります。大空高校、新設校として教育の質を高め、魅力ある高校として、生徒たちに選んでもらえる高校となるよう、認知度の向上を一層図っていかねばならないと、そのように思っております。

今年度の周知PRについては、まだ大空高校というものが開校もしており

ませんし、具体的なカリキュラムも決まっていない、また校歌や校章、制服といったものも、その都度決めながら、ここまで来ているといったこともあって、大々的にすべてを一気にPRするということがなかなか今年は叶いませんでした。そういった部分が来年度に向けては、すべての魅力を大きく内外に発信できるものとそのように思っておりまして、教育委員会中心の今までのPR活動を来年度は学校や地域の方々とも連携を強めながら、一層効果的なPR活動に取り組んでまいりたいと思っております。

特に大空高校でどんなことを学んでいるのかと、どんな魅力ある内容の高校なのかといったものを、地域の皆さんに興味、関心を高く持っていただくということが、さらなる生徒確保につながるものと思いますので、力を入れてまいりたいと思っています。

また、今年非常に効果的だったというのが、地域未来留学、全国的な展開ということでございました。これについても引き続き、大空町として参加をし、精力的にPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。今、教育長の答弁をいただきました。了としたいところです。

これについては答弁いりませんけども、大空高校、厳しいコロナ禍の中で、私はもう良い方に捉えるべきだと思います。コロナ禍の中でオンライン化というのがICT含めて急速に進みました。大空高校のやろうとしていることはまさにチャンス、好機としてとらえて積極的に取り組んでいただければと思います。これについては答弁はいりません。

最後に申し訳ないですが町長に。私は、この大空高校のことについてこれで3度目です。質問するのが。政治的判断の部分の時期の時にも質問させていただきした。

そこで先ほど思いは分かりましたが、今これから、大空高校が具体的に映像として出てきたときに、今一度、町長にお聞きしたいのですけれども、この高校が、大空高校があるという社会的効果、経済的効果、もし町長の思いがあれば聞かせていただきたい。これで質問を終わらせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに高校があるということは、私、他の場面で言ったことはあるのですが、地域創生の確たるものだという話をしました。それはひょっとしたら人口減に歯止めをかける一つの要素であったりするのかもしれませんが。ただ、何ていいでしょうか、学校を作っていく、新しく作っていく、確かに難しいものだなと感じております。先ほど教育長から答弁があったように、学校という本体があります。今回、魅力を高めるために公設塾とそれから寮というものがあって、この三つが横並びになって回っていかなければならな

い。そこを支える縦の糸は何かというと、学校が中心にあるのでしょうかけれども、行政とそれから町民の皆さん方、みんなが応援して、この縦と横の糸が噛み合わさって、新しい高校というものが盛り上がっていくことになるのではないかと。どこが欠けても駄目だと思います。その営みそのものが地方創生につながるのではないかなと思っています。

ただ私考えましたのはあんまり経済効果だとか、表面的には地方創生に繋がるという言い方はしておりますけれども、なぜ高校を一つ残していこうかと思ったのかといいますと、これは、大空町の人、花、心、育むまち、人は確かな人材を育てていくんだ、教育だということで、まちづくり宣言しておりますので、この大空町としての誇りとかプライドだというふうに思っております。高校がなくて本当に教育の町を謳えるのかと。そういうことにはならない。そういう信念を持って何とか一校残していきたい、そういう考え方で取り組んできたつもりでございます。教育委員会にもいろいろ言いたいことはありまして、何でもかんでも横文字使うなど。ハウスマスターなんて何だと。寮監でいいじゃないかと言ったこともあります。さらには、先ほど教育長は踏み込んで答弁しませんでしたけれども、寮も新しく建ててくれと、今の古いままじゃだめだというような話も担当者から言われますけど、いつもそうなのですけれど財源何もなしに必要なんだから作れ作れとだけしか言いません。そんな中で、財源も何とか国の内閣府の地方創生の拠点整備のそういったもので、すでに全国的にこの前行きました四国の本山町などでは、来年度、寮を建てるという話も聞いていますので、そういったものも活用できるかなという情報などもいただきながら進めていきたいと思っております。

先ほど言ったように、その損得ではなくて、先ほど言った大空町の個性を発揮するためには、高校はぜひとも必要だと、そういう思いでもって、この高校の新設というものに取り組んできたつもりであります。今後もここにいろいろな形でかかわっていききたいなど、そのように思います。退任しましたらそこで何とか使ってもらえないもんかなと、そういう教育の現場でまたかかわりを持たせていただければありがたいなと思っているところでございます。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。
大変お疲れ様でした。

(散会 午後 4時00分)

令和 2 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 2 年 1 2 月 1 5 日
- ・ 開 会 令和 2 年 1 2 月 1 5 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 1 2 月 1 6 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好	雄	12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会	教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会	会 長

副 町 長	福 祉 課 長
総 合 支 所 長	福 祉 課 参 事
会 計 管 理 者	産 業 課 長
総 務 課 長	産 業 課 参 事
総 務 課 参 事	建 設 課 長
総 務 課 参 事	建 設 課 参 事
移 住 ・ 定 住 推 進 室 長	住 民 福 祉 課 長
住 民 課 長	総 務 課 主 査

生 涯 学 習 課 長	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 長
生 涯 学 習 課 参 事	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 参 事

監 査 委 員 事 務 局 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和2年12月16日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて（決算審査特別委員会審査報告）
- 日程第3 議案第87号 新町建設計画の一部変更について
- 日程第4 議案第88号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議案第89号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第90号 大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 日程第7 議案第91号 大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例を廃止する条例制定について
- 日程第8 議案第92号 大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第93号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第94号 大空町下水道事業受益者負担金等条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第95号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第12 議案第96号 令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第97号 令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 発議第17号 コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書
- 日程第15 報告第12号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	松川一正	建設課長	高島清和
総務課参事	塚原章裕	建設課参事	山本純生
移住・定住支援室長	秋葉暢康	住民福祉課長	阿部征弘
住民課長	星加政志	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井 上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田 勉 事務局主幹 田 中 学

以上のとおり報告する。

令和2年12月16日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄

(開会 午前10時00分)

◎開会 開会宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和2年第4回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において2番、三條幸夫議員及び3番、上地史隆議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付して
いるとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合が
ありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号

◇議 長 日程第2、認定第1号、令和元年度大空町一般会計歳入歳出決算
認定についてから、認定第8号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会
計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件は、令和2年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件とし
て、決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告
を求めます。決算審査特別委員会委員長、沢出好雄議員。

◇沢出委員長 決算審査特別委員会における審査の結果について、ご報告いた
します。議会提出議案書の1ページ及び3ページをご覧いただきたいと思います。

令和2年第3回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付
託がありました事件は、認定第1号、令和元年度大空町一般会計歳入歳出決
算認定について。認定第2号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会
計歳入歳出決算認定について。認定第3号、令和元年度大空町後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について。認定第4号、令和元年度大空町介護保

険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 5 号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 6 号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 7 号、令和元年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定第 8 号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての 8 事件であります。

去る 10 月 22 日、当議会議事堂において審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 事件すべて、原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査経過と結果を報告申し上げ、大空町議会会議規則第 77 条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これから、認定第 1 号、令和元年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括して採決します。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。この 8 件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号、令和元年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 8 号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第 3 議案第 87 号

◇議 長 日程第 3、議案第 87 号、新町建設計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。松川総務課参事。

◇総務課参事 議案書 1 ページです。議案第 87 号、新町建設計画の一部変更について。

新町建設計画の一部を別紙のとおり変更したいので、市町村の合併の特例

に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、大空町長、山下英二。

新町建設計画は、昭和40年に制定されました市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項に規定する市町村建設計画です。新町建設計画を策定することで、合併後の地域振興及び旧地域間の格差是正のための行財政支援としての合併特例債が活用できます。なお、合併特例債を活用した場合には償還額の70%が地方交付税として財源措置されることとなっています。

本案は、平成18年度から平成32年度までの15年間の計画期間である現状の新町建設計画を東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が一部改正され、合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、新町建設計画の計画期間の最終年を令和7年度末まで延長し、併せて財政推計等の時点修正を行うこととするものであります。

議案書3ページをお開き願います。変更の内容ですが、表の右側が変更前、左側が変更後の計画となっております。

表紙において、前回変更時に追記しました平成28年3月変更に抹消線を入れ、令和2年12月変更を新たに追加し、その下に新たに大空町を追加します。

第1編、序論、第1章、計画策定の方針、第3節、計画の期間の該当ページ1ページ中、平成32年度までの15か年を令和7年度までの20か年に変更します。

第7編、財政計画、該当ページ52ページ中、1行目、15年間で20年間に。下から4行目、平成32年度は物件費、普通建設事業費等の増加を見込み約78億円を令和7年度は物件費、補助費等の増加を見込み約82億円に変更します。

4ページをお開き願います。該当ページ53ページの歳出中、15年間で227億円を20年間で373億円に、また、(6)普通建設事業費等の文中、15年間で総額227億円を20年間で総額373億円に変更します。

続きまして、5ページの表ですが、こちらにつきましては、新町建設計画54ページの歳入並びに55ページの歳出の変更前における平成32年度までの年次別財政計画となっております。

次に、裏面の6ページをお開き願います。こちらの表は、同じく新町建設計画54ページの歳入並びに55ページ歳出の変更後における年次別財政計画で、期間延長となる令和3年度以降の5年間で新たに追加記載するとともに、平成27年度から令和元年度までは決算の額に時点修正しているところでもあります。

令和3年度から令和7年度までの新たに追加記載した財政推計は、令和元年度時点の第2次大空町総合計画における財政推計を用いているものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 87 号、新町建設計画の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号、新町建設計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 88 号

- ◇議 長 日程第 4、議案第 88 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

- ◇産業課参事 議案書 7 ページでございます。議案第 88 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

町有古梅ダム畑地かんがい施設に起因して発生した漏水事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。令和 2 年 12 月 15 日提出、大空町長、山下英二。

1、和解内容、別紙のとおりとなっておりますが、後ほど説明させていただきます。

2、損害賠償の額、1 万 6,349 円。

3、和解の相手方、網走郡大空町女満別中央 221 番地、丹治貴史。

次に、和解の内容、別紙でございます。議案書 9 ページをお開きください。

1、事故の原因。(1) 事故発生日時、令和 2 年 10 月 3 日、午前 7 時 00 分。(2) 事故発生場所、網走郡大空町女満別中央 235 番 1。(3) 事故の相手方、網走郡大空町女満別中央 221 番地、丹治貴史。(4) 事故の概要、古梅ダム畑地かんがい施設大東第 3 幹線第 1－4 支線埋設管破損により発生した漏水事故による圃場の冠水。

2、和解の条件。(1) 事故の第 1 当事者(甲)大空町長、山下英二。(2) 事故の第 1 当事者(乙)網走郡大空町女満別中央 221 番地、丹治貴史。(3) 過失割合、甲 100%、乙 0%。(4) 損害賠償の額、1 万 6,349 円。

(5) 支払期限、甲は、乙に対して、本件漏水事故による損害賠償額(生産

物損害額)として、金1万6,349円を令和3年1月21日までに支払うものとする。(6)異議の申立て、示談書(承諾書)の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。

本件事故につきましては、畑地かんがい施設の管理を目的で、畑地かんがい施設を利用しております農業者で組織する女満別水利組合の組合員が事故を早期発見し、止水対応をしていただいたことで、損害を最小限に抑えることができました。今後につきましても、水利組合が漏水事故の早期対応が行えますよう、漏水が起こったときに、どこかの止水栓を止めればよいかの周知、止水栓の蓋の色を統一し、止水箇所を分かりやすくするなどの改善をしてまいります。

以上、ご説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。一つだけ教えてほしいと思います。金額的には大した金額ではないと思いますが、これからこういう事故というのは、起こりうる可能性というのは非常に大きいと思いますが、この損害のときの保険は何か、どういうふうになっていたか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 保険に関しましては、北海道土地改良連合会を介して加入しております。保険の補償内容ですけれども、先ほどの説明した農地生産物の補償、また圃場に被害を与えた箇所につきましては保険の対象となりまして、査定はありますが、ほぼ全額保険対象となることになっております。

また、町有の畑地かんがい管路等の施設につきましては、保険対象とはなっておりません。現在、大きな事故、北海道や国の説明ですと管径が500ミリ以上の管ですと突発事故に対しての補助制度を活用して直すという制度があります。それ以外の事故につきましては、現在、多面的の支払交付金の計画として、畑地かんがい管路につきましてもさせていただいておりますので、その事業を活用して修繕等を行っているという状況となっております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第88号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 指定管理者の指定について

◇議 長 日程第5、議案第89号、指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。作田産業課長。

◇産業課長 議案書の11ページをお開き願います。

議案第89号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和2年12月15日提出、大空町長、山下英二。

記、1、施設の名称等、大空町女満別本通3丁目10番地、女満別地域振興会館。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別本通3丁目2番7号、大空町商工会、会長、河西悟。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。

女満別地域振興会館につきましては、町民の地域的な連帯感を醸成するとともに、町民の参加による特色ある産業文化の創造を促進することを目的に昭和58年12月に設置しております。

この施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年度で5期15年目を迎えております。現行の指定管理期間が来年3月31日で満了いたしますが、これまで指定管理者としております大空町商工会が長年蓄積してきました施設の管理や運営のノウハウを今後も活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者として選定したものでございます。今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料1ページに関係資料を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。指定管理者制度に乗かってやるのはいいと思いますが、更新のときには、是非、今、既存のいろいろ傷んでいるものや課題をいっぱい抱えたまま、また引き続き指定管理ですよっていうふうに繋いでいくと、指定管理を受けてしまうとなかなか直すこともできずに、我慢して皆さん施設の維持管理をしてくれていると思っています。

次に引き継ぐときには町で十分点検をして、傷んでいるものなどきちんと直して引き継ぐように是非お願いしたいと思います。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 指定管理施設の状況につきましては、指定管理者と協議をしながら修繕等に対応してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。よくあるんですけども、もう指定管理にお任せしたので、あなた方の責任だよってということのないように、町があくまでも発注元であるわけですから、その辺のことを十分認識していただいて、指定管理に向けて手続きを進めていただきたいと思います。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 施設の状況等につきましては、逐次、指定管理の受託者のほうとご相談、協議をさせていただいているところでございますが、修繕等、必要なものに関しては、調整をしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 89 号、指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 90 号

◇議 長 日程第 6、議案第 90 号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

◇選挙管理委員会事務局長 議案書の 13 ページでございます。議案第 90 号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 12 月 15 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 15 ページ、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。新規条例でありますので、概要について議会定例会参考資料にて説明いたしますので、参考資料の 3 ページをお開き願います。

はじめに、条例制定の趣旨について、ご説明申し上げます。公職選挙法の改正により、これまで市議会議員及び市長選挙において認められていた選挙運動の選挙公営に関して、町村議会議員及び町村長選挙においても条例を定めることにより一定の金額の範囲内で選挙公営の対象とすることが可能となったことから、大空町においても議員のなり手不足対策や選挙個人負担軽減等、立候補における環境改善のため、選挙運動自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、公費負担とする大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を新たに制定するものでございます。

次に、条例の概要について、ご説明申し上げます。

第 1 条の趣旨につきましては、公職選挙法の規定に基づき大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動用自動車使用、ビラの作成、ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めることを規定しております。

第 2 条の選挙運動用自動車の使用の公費負担については、大空町議会議員及び大空町長選挙における候補者は、6 万 4,500 円に候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、供託物が没収される候補者ではない場合に限ると定めております。

第 3 条、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について。前条の規定の適用を受けようとする者は、一般乗用旅客自動車運送事業経営する者とそ

の他の者との間において、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、大空町選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないと規定しております。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続について。町は、候補者が契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者もしくはその他の者に支払う金額のうち、次に掲げる金額を支払う。ただし、供託物が没収される候補者ではない場合に限る。

第1号、一般乗用旅客自動車運送業者との契約（ハイヤー方式）の場合。1候補者につき、1日1台限り、1日当たり上限6万4,500円。6万4,500円に選挙期間であります5日分をかけまして、32万2,500円が上限額となります。

第2号、一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約（個別契約方式）の場合。ア、選挙運動用自動車の借上げについては、1候補者につき1日1台限り、1日当たり上限1万5,800円。1万5,800円かける5日分で、7万9,000円が上限額となります。4ページをお開き願います。イ、燃料代。1日につき7,560円。7,560円かける5日分で、3万7,800円が上限額となります。ウ、運転手の雇用。1候補者につき、1日1人、1日当たり上限1万2,500円。1万2,500円かける5日分で、6万2,500円が上限となります。

第5条、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について。選挙運動用自動車の使用に関し、同一日に前条のハイヤー方式と個別契約方式の契約のいずれも契約している場合は、どちらか一方を候補者が指定するという規定です。

第6条、選挙運動用ビラ作成の公費負担について。候補者は第8条に定める1枚当たりの作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、供託物が没収される候補者ではない場合に限ると規定しております。

第7条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出について。選挙運動用ビラの作成の公費負担の適用を受けようとする者は、ビラ作成業者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、大空町選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないと規定しております。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続について。町は候補者が契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払う金額のうち、次に掲げる金額を支払う。ただし、供託物が没収される候補者ではない場合に限る。第1号、単価は7円51銭。第2号、作成枚数の上限は、町長の選挙、5,000枚かける単価7.51円で、3万7,550円が上限額。議員の場合、1,600枚かける7.51円で、1万2,016円が上限額と規定しております。

第9条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について。候補者は第11条で定める1枚当たりの作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数に1.2を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。ただし、供託物が没収される候補者ではない場合に限ると規定しております。

第10条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出について。選挙運動用ポスターの作成の公費負担の適用を受けるようとする者は、ポスター作成業者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、大空町選挙管理委員会にその旨を届け出なければならないと規定しております。

5ページをお開きください。第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について。町は、候補者が契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払う金額のうち、次に掲げる金額を支払う。ただし、供託物が没収される候補者ではない場合に限る。第1号、作成枚数上限、選挙運動用ポスター掲示場の設置箇所数34カ所かける1.2で40枚。第2号、作成単価上限が4,125円で作成枚数40枚をかけまして、16万5,000円がポスター作成費用の上限額としています。

第12条は、委任について規定しております。この条例の施行に関し必要な事項は、大空町選挙管理委員会が定めることとしています。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、条例制定の提案理由につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第90号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第90号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第91号

◇議 長 日程第7、議案第91号、大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書 21 ページでございます。議案第 91 号、大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例を廃止する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 12 月 15 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 23 ページをお開きください。国営美女地区かんがい排水事業負担金の償還につきましては、規定償還または繰上償還のいずれかを選択し、償還の手続きをいたします。

規定償還は支払期間 17 年、年利 5 % と利率が高いことから繰上償還を選択することといたしました。その際、ガイドラインを超える起債充当にならない繰上償還、財源措置として条例を設置いたしましたことが、令和 2 年 7 月 31 日に償還が完了し、条例の目的が終了いたしましたことから、条例を廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 91 号、大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 91 号、大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 92 号

◇議 長 日程第 8、議案第 92 号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 25 ページでございます。議案第 92 号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 12 月 15 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 27 ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料 7 ページに大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要を、8 ページから 9 ページに新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料の 7 ページをお開きください。

今回の改正につきましては、令和 2 年度税制改正において、納税環境の整備のため市中金利の実勢を踏まえ租税特別措置法が改正され、令和 3 年 1 月 1 日以降、還付加算金割合が引き下げとなるものでございます。

加えて、同法第 93 条第 1 項に規定されていた特例基準割合が延滞金特例基準割合や還付加算金特例基準割合に名称が改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことに伴い、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

項目欄の延滞金及び還付加算金の割合等の特例についてでございますが、関係条文につきましては、附則第 3 条第 1 項及び第 2 項でございます。

まず第 1 項についてでございますが、第 1 項では特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称を改めるものでございます。また、租税特別措置法に新たに規定されました平均貸付割合を追加するものでございます。

続きまして、第 2 項では特例基準割合を還付加算金特例基準割合に名称を改めます。また、還付加算金に加算される利息が 1.0% から 0.5% に引き下げとなるため、条文に加算割合である 0.5% を追加するものでございます。

施行期日につきましては、いずれも令和 3 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

1 番下でございますが、下段の経過措置といたしまして、附則第 2 項におきまして、この条例による改正後の附則第 3 条の規定は、施行の日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとしてございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第92号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第92号、大空町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第93号

◇議 長 日程第9、議案第93号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書29ページです。議案第93号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年12月15日提出、大空町長、山下英二。

ページをめくっていただきまして議案書31ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料11ページに大空町介護保険条例の一部を改正する条例の概要、それから12、13ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明させていただきますので、参考資料11ページをお開きください。

今回の改正は、議案第92号、大空町後期高齢者医療に関する条例同様、令和2年度税制改正における租税特別措置法の改正に伴うもので、令和3年1月1日以降の還付加算金割合引き下げ、加えて特例基準割合、延滞金特例基準割合の名称改正、計算の前提となる割合の規定等の改正に伴う条例の改正でございます。

項目欄、延滞金及び還付加算金の割合等の特例について、関係条文は附則第5条第1項です。特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称を改め、また、租税特別措置法に新たに規定されました平均貸付割合を追加するものでございます。同じく第2項は、特例基準割合を還付加算金特例基準割合に名称を改め、また、還付加算金に加算される利息が1.0%から0.5%に引き下げとなるため、条文に加算割合である0.5%を追加するものでございます。

施行期日はいずれも令和3年1月1日からとしております。

下段、経過措置として、この条例による改正後の附則第5条の規定は、施行の日以降の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第93号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第93号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第94号

◇議 長 日程第10、議案第94号、大空町下水道事業受益者負担金等条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書33ページをお開き願います。議案第94号、大空町下水道事業受益者負担金等条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年12月15日提出、大空町長、山下英二。

35ページは改正条文となっております。この条例は、大空町が設置する公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため受益者負担金等の徴収に関し、必要な事項を定めております。説明につきましては、大空町議会定例会参考資料にてご説明申し上げます。参考資料の15ページに大空町下水道事業受益者負担金等条例の一部を改正する条例の概要を、16ページには新旧対照表を掲載しております。

改正の内容につきましては、概要で説明させていただきますので、参考資料15ページをお開き願います。

議案第94号関係、大空町下水道事業受益者負担金等条例の一部を改正する条例の概要です。

令和2年税制改正において、租税特別措置法が改正され、同法第93条第1項に規定されていた特例基準割合が延滞金特例基準割合と名称が改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されました。これらの改

正に伴い、大空町下水道事業受益者負担金等条例の一部を改正するものです。
項目欄、延滞金の割合の特例、関係条文は附則第５項です。改正内容です。
特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称を改め、租税特別措置法に新たに
規定された平均貸付割合を追加する。

施行期日につきましては、令和３年１月１日からとするものです。

続きまして、下段、経過措置でございます。この条例による改正後の附則
第５項の規定は、施行の日以後の期間に対する延滞金について適用し、同日
前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜
りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第９４号、大空町下水道事業受益者負担金等条例の一部を改
正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第９４号、大空町下水道
事業受益者負担金等条例の一部を改正する条例制定については、原案のと
おり可決されました。
ここで１０分間休憩します。

（休憩 午前１０時４９分）

（再開 午前１０時５９分）

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１１ 議案第９５号

◇議 長 日程第１１、議案第９５号、令和２年度大空町一般会計補正予算
（第１０号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。 林総務課長。

◇総務課長 議案書 37 ページです。議案第 95 号、令和 2 年度大空町一般会計補正予算（第 10 号）。

令和 2 年度大空町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,623 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 114 億 6,331 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 2 年 12 月 15 日提出、大空町長、山下英二。

39 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

15 款、国庫支出金に 2,707 万 4,000 円を追加。16 款、道支出金に 280 万 6,000 円追加。19 款、繰入金に 2,635 万 9,000 円追加。歳入合計は 5,623 万 9,000 円を追加し、114 億 6,331 万円とするものです。

40 ページをお開き願います。歳出です。2 款、総務費に 330 万 5,000 円追加。3 款、民生費に 802 万 9,000 円追加。4 款、衛生費に 225 万 3,000 円追加。6 款、農林水産業費に 343 万 8,000 円追加。7 款、商工費に 1,430 万 5,000 円追加。8 款、土木費 1,873 万 6,000 円追加。9 款、消防費に 115 万 4,000 円追加。10 款、教育費に 501 万 9,000 円追加。歳出合計は 5,623 万 9,000 円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、46、47 ページをお開き願います。

2 款 1 項 7 目、企画振興費、7 節、大空町 15 年記念品に 84 万 4,000 円の追加は、当初、子どもたちへの記念品配布を予定しておりましたが、大空町誕生 15 年を町民の皆様と共有し、機運を高めるため、内容見直しまして全世帯に配布するものです。18 節、生活路線バス運行維持対策補助金 197 万 5,000 円の追加は、網走バス株式会社が運行しております女満別空港線、網走女満別空港間につきまして、新型コロナウイルスの影響による利用減を踏まえ、制度に基づき補助するものです。

11 目、自治振興費の 13 節、教育文化会館使用料 18 万 6,000 円の追加は、来年 3 月に予定しております女満別分村 100 年を祝う記念式典におきまして、歴史を振り返る歴史を映し出すプロジェクターを使用することとし、必要となる機材にかかる使用料でございます。

12 目、交通安全対策費の 7 節、高齢者運転免許自主返納報奨金 30 万円の追加は、現計予算 20 件分を措置しておりますが、不足が見込まれますことから 10 件分を増額するものです。

3 款 1 項 2 目、老人福祉費、27 節、介護保険事業勘定特別会計繰出金 332 万 6,000 円の追加は、介護報酬改定などに伴う介護保険システムの改修に要する費用 335 万 7,000 円の増額と、さきの 11 月臨時会でお

認めいただきました人事院勧告による期末手当の減額分3万1,000円を今回補正させていただくものです。

次の介護サービス事業勘定特別会計繰出金1万2,000円の減額につきましても、同様に人事院勧告の期末手当減額分です。これにつきましては、本来、関連予算を提出させていただきました11月臨時会におきまして提案させていただくべきものでございます。お詫びを申し上げまして、今回の提案とさせていただきます。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金106万2,000円の追加は、税制改正に伴いまして後期高齢者医療システムの改修が必要となりますことから増額するものです。

3目、障害者福祉費の12節、障害者福祉システム改修委託料115万5,000円の追加は、障害福祉サービス給付費の報酬改定に伴いまして、システムの改修が必要となりますことから増額するものです。

5目、国民年金費の12節、国民年金システム改修委託料24万7,000円の追加は、地方税法の改正に伴いましてシステムの改修が必要となりますことから増額するものです。22節、前年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金返還金34万3,000円の追加は、令和元年度事業の精算によります国への返還分です。

2項4目、児童福祉施設費、18節、認定こども園整備事業補助金190万8,000円の追加は、空気清浄機10台と図書購入に係る大空町社会福祉協議会への補助金です。

4款1項2目、予防費の10節、消耗品費1万円、印刷製本費78万9,000円、48、49ページに移りまして、11節、郵便料51万円、12節、健康管理システム改修委託料47万円、総額177万9,000円追加は、新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種につきまして、供給が可能となった場合、速やかに対応するため、あらかじめ体制を整備するものです。

次の18節、任意予防接種助成金47万4,000円の追加は、ロタウイルスとおたふく風邪のワクチン接種助成金に不足が生じますことから増額するものです。

6款1項3目、農業振興費、18節、中山間地域等直接支払交付金307万5,000円の追加は、交付金の対象となります農地面積が増加となることに伴うものです。

5目、農地費の18節、農業競争力強化特別対策事業負担金18万4,000円の追加は、道営農地整備事業3地区における町内受益農家にかかる事業費の大空町負担額です。

7目、団体営諸土地改良費、21節、損害賠償金1万7,000円の追加は、議案第88号でお認めをいただきました畑地かんがい施設の漏水事故にかかる損害賠償金です。

2項1目、林業総務費の18節、エゾシカ駆除事業助成金16万2,000円の追加は、新型コロナウイルスの影響による消費の減により、食肉としての受け入れが減少し、処分する頭数が増えたことによるものです。

7 款 1 項 1 目、商工業振興費の 1 8 節、大空町特産品販売促進事業助成金 8 4 万 5, 0 0 0 円は、特産品の販売促進にあたり送料分を支援するものですが、6 5 0 件分を追加助成しようとするものです。次の大空町商工業新型コロナウイルス感染防止対策助成金 1, 3 4 6 万円の追加は、感染防止のための消耗品や設備の整備などを支援するものですが、追加助成しようとするものです。

8 款 7 項 1 目、空港対策費、1 8 節、女満別空港利用促進事業負担金 1, 8 7 3 万 6, 0 0 0 円の追加は、航空路線の減便、利用の減少などを踏まえ、航空会社に対して路線の維持拡充などに向けた支援を行うものです。

9 款 1 項 5 目、災害対策費、1 6 節、用地買収費 5 5 万 4, 0 0 0 円、次の立木補償費 6 0 万円の追加は、女満別湖畔地区の河川防災ステーション建設予定地に隣接する用地を取得しまして、イベント開催時の駐車スペースなどとして活用しようとするものです。

1 0 款 3 項、ページ変わりました 5 0、5 1 ページになります。3 目、スクールバス運行費の 1 0 節、修繕料に 3 5 0 万円の追加は、スクールバスのエンジンが故障しましたことから修繕するものです。

4 項 1 目、定時制高等学校管理費、1 0 節、消耗品費 6 万円の追加は、高校の入学試験にかかるもの。次の修繕料 2 0 万 5, 0 0 0 円の追加は、学校の案内看板につきまして、校名が変わることに伴いまして名称を変更するものです。1 7 節、管理備品 1 2 5 万 4, 0 0 0 円の追加は、職員室の椅子、教卓、生徒用のロッカーを購入するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、4 4、4 5 ページをお開き願います。

1 5 款 2 項 2 目 1 節、障害者総合支援事業費補助金 1 1 5 万 5, 0 0 0 円。次の 4 節、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 2 1 万 2, 0 0 0 円の追加は、歳出で説明させていただきました障害者福祉システムと後期高齢者医療システムの改修にかかる国からの補助金です。

3 目 1 節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 1 7 7 万 9, 0 0 0 円の追加は、ワクチン接種の準備にかかる国の補助金です。

3 項 2 目 1 節、国民年金事務交付金 2 4 万 7, 0 0 0 円の追加は、地方税法の改正に伴う年金システムの改修にかかる国からの交付金です。

6 項 1 目 1 節、地方創生臨時交付金に 2, 3 6 8 万 1, 0 0 0 円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国から交付金です。

1 6 款 2 項 2 目 4 節、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 5 0 万円の追加は、認定こども園に整備する空気清浄機購入にかかる北海道補助金です。

4 目 1 節、中山間地域等直接支払事務補助金 2 3 0 万 6, 0 0 0 円の追加は、中山間地域の対象面積増に伴う国と北海道からの補助金です。

1 9 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金 1, 6 9 9 万 9, 0 0 0 円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものです。

8 目 1 節、女満別空港活性化基金繰入金 9 3 6 万円の追加は、航空路線の維持拡充などに向けた支援の財源として繰り入れるものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。4点ばかり教えていただきたいと思います。

まず47ページの高齢者運転免許自主返納報奨金ということで報償費で20件の当初予算とプラス今回10件ということで、返納される方の内訳が分かれば教えていただきたいと思います。例えばペーパードライバーの方なのか、農村地域の方なのか、市街地域の方なのか、いろんな事情があって、返納しても大丈夫だという方が大多数を占めているんだと思いますが、その辺の内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

それから49ページの18節、有害鳥獣駆除推進事業ということで、エゾシカの駆除事業の助成金、ちょっと先ほど私の聞き方が悪かったかもしれませんが、頭数を駆除したことに伴う助成金なのか、肉が処理できなくて出す助成金なのか、通常であれば1頭処理するといくらというお金の出し方をするんだと思いますが、そこをちょっと詳しく説明いただければと思います。

それと、すでに話を聞いて分かっている部分もありますが、18節の負担金補助及び交付金のところの大空町商工業新型コロナウイルス感染防止対策助成金ということで、1,346万という金額になってますが、きつとって、今日、ビデオを見てる方もおられると思いますので、この中身を教えてあげていただければありがたいなと思います。

それともう1点、同じく18節ですけども、女満別空港利用促進事業負担金1,873万6,000円ということで、この内訳も併せてお知らせいただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 まず一つ目の高齢者運転免許自主返納報奨金ですが、内訳が分かればということでしたので、回答させていただきたいと思います。20名ほどの返還をいただきましたが、そのうちの約3分の1が農村部、それ以外については市街地区の方でございます。中身といいますか免許の状況なんですけど、ペーパードライバーかどうかということについては、そこまでは聞き取りしておりませんので分かりませんが、今回、返納された方々にアンケートを実施しております。その中では、ほぼ、今回の制度に関して満足しているということもありますし、多少の不安もあるが、結果的には交通事故を起こす心配がなくなったということで、この制度を利用されているというような状況でございます。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 私からは有害駆除のエゾシカの駆除事業の補助金の関係と商工業新型コロナウイルス感染防止の助成金の内容につきまして、ご説明させていただきます。

まずエゾシカの駆除事業助成金でございますが、この助成金につきましては、捕獲したシカを処分するためにオホーツク地域化製場へ持っていきまして、その処理費にかかる補助と、もう1点は民間の食肉センターのほうへ輸送する運送費として補助をしているものでございます。今回、コロナウイルスの影響もありまして、民間食肉センターへの搬入が減り、その分、捕獲した部分の処理を化製場のほうへ持っていく頭数が増えることになりまして、化製場の処理費のほうが高いために、補助の増額補正をお願いしているものでございます。内容については以上でございます。

3点目の商工業新型コロナウイルス感染防止対策助成金につきましては、当初700万の予算を組んで感染防止に対する消耗品類、上限5万円ということと、あと備品購入や業態転換にかかる経費といたしまして上限20万円ということで事業を進めてまいったところでございますが、700万円、ほぼほぼ採択ということで執行されまして、まだ対策をするという要望もございますので、今回、追加補正をさせていただくところでございます。補正の予算につきましては、これまで42件で平均約16万5,000円ほどの経費をかけて感染防止対策をしたところでございますので、その金額に要望を聞き取りいたしました件数をかけまして、1,346万円ということで、今回補正をご提案させていただいているところでございます。事業の内容につきましては、今までどおり消耗品と感染防止に対する設備等に関する補助ということとなっております。なお、今回、補正予算につきましては、予算に限りがありますので、1月15日まで募集をいたしまして、予算を超えるようなことがあれば按分等、調整して、助成をしたいというふうに考えております。以上でございます。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 私のほうからは最後4点目、女満別空港利用促進事業負担金の内容についてということで、ご説明させていただきます。

女満別空港利用促進事業負担金につきましては、女満別空港整備・利用促進協議会が行う事業に対して負担するものでございます。今定例会において補正予算として計上させていただき、負担する当協議会の事業については、4事業ございます。

一つ目は、女満別空港就航航空事業者支援事業で、新型コロナウイルスの影響で利用客が大幅に減少している中であっても、航空路線を運航いただいていることに対する航空事業者への支援金として負担するものです。事業費1,616万6,000円のうち、大空町としてそのうち680万6,000円を負担するものです。新千歳線につきましては一往復100万円、羽田線につきましては一往復200万円、大阪、伊丹線につきましては一往復100万円を基準として、運行月数で按分し算出することとしています。

二つ目は、女満別空港就航路線拡充支援事業で、都市部と女満別空港を結ぶ新たな路線を誘致し、航空事業者が新規就航キャンペーンとして、レンタカーの利用に対する割引制度の導入等に対する支援金として負担するものです。事業費 605 万円のうち、大空町として 257 万円を負担するものです。ただいま説明いたしました一つ目の女満別空港就航航空事業者支援事業と二つ目の女満別空港就航路線拡充支援事業については、国の地方創生臨時交付金の活用を予定しているところでございます。

三つ目は、女満別空港新規就航初期設備費支援事業で、具体的にはチェックインカウンター設備、自動チェックイン等の整備費に対する支援金として負担するものです。事業費は 600 万円を想定しておりまして、全額、大空町の負担としています。

最後は、女満別空港新規路線定着支援事業で、新規路線の開設に際し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける厳しい状況にあっても、就航 1 年目から安定した運航がなされ、新たな需要を喚起しながら、3 年間で定着を目指すため、燃料費や着陸料、空港施設使用料等に対する支援金として負担するものです。事業費 800 万円のうち、大空町として 336 万円を負担するものです。

以上、説明とさせていただきます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 95 号、令和 2 年度大空町一般会計補正予算（第 10 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 95 号、令和 2 年度大空町一般会計補正予算（第 10 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 96 号

◇議 長 日程第 12、議案第 96 号、令和 2 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書５３ページでございます。議案第９６号、令和２年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和２年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０６万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億２，０６９万５，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和２年１２月１５日提出、大空町長、山下英二。

議案書５５ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。

２款、繰入金に１０６万２，０００円を追加し、歳入合計は１億２，０６９万５，０００円とするものでございます。

５６ページをお開き願います。歳出でございます。１款、総務費に１０６万２，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、６２ページ、６３ページをお開き願います。

１款１項１目、総務一般事務費の１２節、後期高齢者医療システム改修委託料に１０６万２，０００円の追加は、税制改正における給与所得控除等の控除額見直し対応に伴い、所得課税情報の項目追加や設定内容の変更に加え、各所得額の算出方法や帳票レイアウトなどの変更による改修をするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、６０ページ、６１ページをお開き願います。

２款１項１目１節、事務費繰入金に１０６万２，０００円の追加は財源調整によるものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第９６号、令和２年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第９６号、令和２年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第９７号

◇議 長 日程第１３、議案第９７号、令和２年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 介護保険事業特別会計補正予算の提案に先立ちまして、先ほど一般会計補正予算でもご説明を申し上げましたけれども、１１月２７日、臨時会でお認めいただきました介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）並びに介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）、いずれも人事院勧告に伴う歳出予算の減額補正、また、それに伴う歳入予算の減額補正でございましたが、両特別会計歳入の一般会計繰入金を減額したのに対し、一般会計側の歳出に繰入金減額の補正予算を盛り込んでいなかったことから、内容確認のために会議中に休憩をいただいたところでございます。いずれも減額の補正でありましたことから、執行に支障を来すものではなく、また地方財政法等関係法令を侵すような状態ではないと判断をさせていただき、今回改めて一般会計で財源調整の補正予算を提案させていただきました。

しかしながら、予算のつくり方としましては、一般会計と特別会計間の繰り出し、繰り入れ関係が連動しているということは、ごく当たり前のことであります。臨時会の会議を一時とめてしまったこと、また、このような形での補正予算の提案となってしまったことにつきましては、この特別会計の運営事務の責任者として深く反省しなければなりません。誠に申しわけございませんでした。このことは自分のものぐさでしかなく、それを嘆くということは簡単なわけでありすけれども、こういったことの積み重ねというのが大きな誤りを生んでしまうことを改めて肝に銘じまして、気持ちを引き締め直して、適切な事務執行に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、議案書６５ページをお開きください。議案第９７号、令和２年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）。

令和２年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４３０万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億３，６０２万５，０００円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年12月15日提出、大空町長、山下英二。

67ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3款、国庫支出金に94万4,000円を追加。7款、繰入金に335万7,000円を追加。歳入合計は430万1,000円追加し、8億3,602万5,000円とするものです。

68ページをお開きください。歳出です。

1款、総務費に430万1,000円を追加し、歳出合計は歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので74、75ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費、説明欄、総務一般事務費、12節、介護保険システム改修委託料に430万1,000円の追加は、来年度に向けて介護報酬の改定や税制改正に伴うシステム改修が必要なことから、予算を追加するものです。

続いて、歳入の説明を申し上げますので、72、73ページをお開きください。

3款2項4目1節、介護保険制度改正システム改修事業補助金に94万4,000円の追加は、歳出でご説明しましたシステム改修に対し、国から補助金が交付されるものです。

7款1項1目1節、介護給付費繰入金に335万7,000円の追加は、今回の補正予算の財源調整のため一般会計から繰り入れるものです。以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第97号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 97 号、令和 2 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 発議第 17 号

◇議 長 日程第 14、発議第 17 号、コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5 番、原本哲己議員。

◇原本議員 はい、5 番。議会側議案の 5 ページをお開きください。

発議第 17 号、コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出する。令和 2 年 12 月 16 日提出。提案者は、大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齊藤、後藤の各議員であります。

7 ページでございます。この要望の内容であります。新型コロナウイルスの感染拡大により、各国での輸出入制限の動きから、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっています。

また、各種イベント事業の中止や飲食業利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化しています。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳製品などの需要が減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。特に米においては、大幅な消費減少に加え、主産地の豊作基調により需給が緩和し、来年に向けては大規模な減産が求められています。

農業を基幹産業としている北海道は深刻な問題となっており、今後も影響が続くと農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など、地域経済に大きなダメージを与えるため、次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス対策の強化を図り、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応するよう要望します。

記、1、新型コロナウイルス感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで経済損失が拡大し、地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2、新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。特に、米の需給・価格安定に向けた対策を早期に実施するとともに、来年度に向けた米政策についても抜本的な見直しを図り、需給調整機能が発揮される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第17号、コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第17号、コロナ禍による地域経済対策を求める要望意見書は原案のとおり可決されました。

◎日程第15号 報告第12号

◇議 長 日程第15、報告第12号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇近藤代表監査委員 ただいま上程になりました報告第12号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、令和2年8月分から令和2年10月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月23日、9月分につきましては10月の5日に、10月分につきましては11月24日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。

また、現金預金の保管状況、その他、特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇山下町長 令和2年第4回大空町議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

最近、特にでありますけれども、テレビをつけますとコロナの話題が非常に多くなっております。その中で司会者でありますとか専門家、コメンテーター、いろんな方がご発言をされております。番組として関心を引こうということなんだろうと思いますけれども、言葉ちょっと不適切かもしれませんが、そういう番組を見ているのも、飽きたなど。さらには少々感覚がなくなって無感覚になってしまっている、そんな自分がいることに気がつきます。

テレビの中の画面からは、いろんな人がいろんな話をされるわけですが、身に詰まされることもあるんですけれども、多くがいろいろなことに対する批判めいたことばかりでございまして、行政に身を置く私などにとっては、直接私に言われているわけではないかもしれませんが、その行政に対する批判ということにも繋がっているようで、何とも嫌になってしまうというか、そういう気持ちが正直なところであります。少し距離をとりたいなと思いながら、テレビを切ることが多分につて言いましょうか、しょっちゅうあるということがございます。

人はいろいろな課題に立ち向かうときに、最終的には二つの方法をとると言われております。それは一つには、闘争、戦うと、その課題に向かって立ち向かっていくという闘争。もう一つは、同じ逃走であっても逃げると、そのところから身を引くといひましょうか、それを避けるという、その闘争か逃走か、いずれかを選ぶものだということを言ってらっしゃった方がいます。それを引用して、前に職員に逃げるばかりではなくて、ぜひ闘う気持ちを持ってほしいと。そんなことを訓示の中で言ったこともございました。ただ、これだけ長期化に及ぶ状況の中で、ずっと闘い続けるということもなかなか難しいなと最近思うようになりました。どこかでは力を蓄えるべき、一時身を引きながら、さらには逃げるといふ言葉は失礼かもしれませんが、そこから距離を置きながら気力や体力を蓄えておく、そうして、いざというとき、しかるべきときに、本当に力を発揮しなければならないときには戦いを挑むと。そういう姿勢も必要ではないかと、最近そのように思っております。

今、第3波の感染が拡大をしておりますが、幸いなことに大空町においては感染拡大の中で医療や介護また町民の生活が逼迫するところまでは至っておりません。基本的な感染防止対策をしっかりと皆さんとともに励行をして、ここはしっかりと我慢をして、力を気力を蓄える時期ではないかと思ひます。もし、そういった中であっても拡大があるということも出てこようかと思ひます。そういったときに、今、蓄えてある気力、体力、そういったものを踏まえながら、含めながら、しっかりと判断、決断できるような体制を自分なりにとってまいりたいと、そのように考えてございます。

ぜひ皆様方、また多くの町民の方々のご協力やご理解を賜りたいものと思ひます。そういう決意をこの場で改めて表明いたしまして、お礼にかえさ

せていただきたいと思います。この定例会、本当にありがとうございました。

◇議 長 以上で令和2年第4回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前11時43分)